

県政改革方針実施計画（仮称）

[行財政運営方針実施計画]

【修正案】

令和4年1月

兵 庫 県

目 次

| | | |
|----|---------------|---|
| I | 財政運営 | |
| | (1) 事務事業 | 1 |
| | (2) 投資事業 | 6 |
| II | 行政運営 | |
| | (2) 地方機関 | 7 |
| | 事務事業（見直し事業個票） | 9 |

今回の見直し事業の位置づけ

事務事業の総点検を実施し、見直しが必要な項目については、イノベーション型行財政運営のパイロット版として先行実施

① 新たな事業内容への見直し

より有効な事業展開を図るために、既存事業を見直し、新たな事業内容への見直しを図る事業

② 新たな手法の導入

民間のアイデアやノウハウ等を活用し、より効果的・効率的な事業展開を図る事業

③ 廃止または縮減

社会情勢の変化に伴い必要性が低下し、廃止または縮減する事業

※各事業の詳細については、P9 以降の事務事業（個票）を参照

（単位：百万円）

| 事業名 | 見直し内容 | 改善の方向性・代替事業 | 累計効果額 （一般財源） |
|---|---|--|-----------------|
| 1 県民交流バスの実施 | バス旅行の需要が減少傾向にあること、他事業において各バス事業と同一目的の事業を実施していることから、 <u>全てのバス事業を廃止</u> ただし、コロナ禍によりバス需要が減少していることを踏まえ、令和4年度については経過措置を検討（事業規模は今後精査） | 【県民交流バス】 ○S52～R2の44年間で延べ268万人（県人口の半数）が参加したことを踏まえ、今後は県立芸術文化施設の無料開放日の設置、周年イベント・セミナー・企画展など、各施設の広報・イベント等に対応 【都市農村交流バス】 ○食育や農業体験機会を提供する子供向けの農業体験事業等を検討 ○NPO法人等が企画する都市農村交流事業に対して補助を実施し、都市農村交流を推進 【ひょうごツーリズムバス】 ○JRと連携したディスティネーションキャンペーンの実施を検討 【しごとツーリズムバス】 ○ものづくり体験館やものづくり技能フェスタ等を通じたプロの技の実演や、体験指導等に対応 【エコツーリズムバス】 ○脱炭素に関する講演や事例紹介等を行う脱炭素化社会国際フォーラムの開催を検討 ○学生の企画のもと、活動紹介や、世代を超えた交流を通じて環境保全・創造活動を活性化 | 959 (462) |
| 2 HUMAP構想の推進 | 短期研修生受入、海外インターシップ支援は廃止、短期留学生支援、研究者交流事業は支援数を見直し | 二 | 147 (147) |
| 3 私立学校経常費補助 私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立学校教職員退職金財団補助 私立幼稚園教職員退職基金財団補助 | 令和3年度に経常費について臨時的・緊急的な措置として事務費の削減を実施しているが、令和4年度以降も、事務費の削減を継続 | 今後も国の動向や本県の実情等を踏まえて、経常費補助と授業料軽減補助とのバランスを図りながら、支援のあり方について検討 | - (-) |

(単位：百万円)

| 事業名 | | 見直し内容 | 改善の方向性・代替事業 | 累計効果額 (一般財源) |
|-----|--------------------------|--|--|------------------|
| 4 | ひょうご地域創生交付金 | 市町における創意工夫による新たな地域創生の取組が進んできた一方、国交付金の活用促進の余地が大きい ため、国交付金申請のサポートを行い、市町の取組を支援することとし、廃止 ただし、令和4年度に限り、経過措置として通常枠の予算規模を1/2に縮減して実施 | 令和5年度以降については、市町の施策ニーズを踏まえた新たな事業の創設を令和4年度中に検討 | 8,250 (7,000) |
| 5 | 地域再生大作戦 | 県のモデル事業としては令和3年度で廃止 ただし、令和4年度は移行期間として、採択済の事業については事業終期まで継続、新規採択については総合的な支援策を検討 | 未実施集落元気度調査の結果及び市町の集落対策方針を踏まえ、新たな事業展開を検討 | 2,298 (930) |
| 6 | ふれあいの祭典 | 地域の特色を活かした様々な参画と協働イベントが県下全域で定着して展開されているため、廃止 | ふるさと兵庫”すごいすと”情報発信事業の中で、団体や地域をつなぐ人材の取組内容・活動情報などの発信強化を検討 | 140 (70) |
| 7 | 出会いサポートセンター事業 | スマホ婚活システム導入により自宅からプロフィール閲覧可能となったため、令和5年度以降、地域センターを廃止 | 令和5年度以降については、民間との連携・役割分担を含め事業のあり方を令和4年度に検討 | 774 (708) |
| 8 | 地域祖父母モデル事業 | 目標をほぼ達成していることから、廃止 | 各種助成金（ひょうごボランティア基金助成事業や地域づくり活動応援事業）の活用等により対応可能 | 84 (84) |
| 9 | こどもの冒険ひろば事業 | 令和4年度の補助上限額を見直すとともに、今後の段階的な縮小を検討 | ＝ | 14 (14) |
| 10 | 障害者小規模通所援護事業 | 小規模作業所から地域活動支援センターへ移行した場合、職員配置や設備基準などにおいて経済的な負担が生じることから、移行をスムーズに進めるため当面の間支援を実施 小規模作業所の大部分が移行済み(H18:337箇所→R3:8箇所)であることを踏まえ、小規模作業所については、3年間の経過措置期間を設定のうえ支援を廃止 (補助額は段階的に1/4ずつ減) | 市町と連携し、移行に向けた助言・指導を実施 | 66 (66) |
| 11 | グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成 | 障害者の地域生活を取り巻く社会環境や障害福祉サービスの充実をはじめ、事業実施の前提となる状況変化等を勘案し、支援対象や水準など制度のあり方を検討 | ＝ | － (－) |
| 12 | 100歳高齢者祝福事業 | 贈呈品や訪問等での対応から知事祝状の贈呈に簡略化 | ＝ | 175 (84) |

(単位：百万円)

| 事業名 | | 見直し内容 | 改善の方向性・代替事業 | 累計効果額 (一般財源) |
|-----|------------------------|--|--|-----------------|
| 13 | 老人クラブ活動強化事業 | 単位クラブあたりの補助額を、月額4,000円から国庫補助と同額の月額3,500円に見直し 引き続き全国的に手厚い補助水準にある | 健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動への助成から、新型コロナウイルス感染症や多発する自然災害を踏まえた地域活動に対する補助へと再構築 県老人クラブ連合会等による広域的な取組を強化し、高齢者の社会参加を促進する支援を検討 | 77 (77) |
| 14 | WHO神戸センター運営支援事業 | 今後のWHO神戸センターの活動・支援のあり方について検討 | = | - (-) |
| 15 | 音楽療法定着促進事業 | 事業開始後15年が経過し、県内全域での普及促進により、活動施設数が約1,000箇所(事業開始時の約3.3倍)となるなど、県の先導的な役割が果たされたことから県補助を廃止 | ・音楽療法士の養成・認定を継続するとともに音楽療法士会の自主事業や制度の周知による活動施設の確保等を支援 ・音楽療法のさらなる普及に向け、国家資格化を引き続き国に要望 | 63 (63) |
| 16 | 県立障害者高等技術専門学院の運営体制の見直し | 公共交通機関等のバリアフリー化などにより寮の需要ニーズが低下したことから、令和5年度以降寮機能を廃止 | 寮を設置している兵庫障害者職業能力開発校の案内や、訓練科目等から当校を希望する者には、意向に添えるような対応を検討 | 105 (105) |
| 17 | 地域経済活性化支援事業 | 令和3年度経済センサスの結果を踏まえ、令和5年度に広域活性化対策指導員を含めた設置定数のあり方を検討 | 補助金の配分等の見直しについて、各団体の経営指導等実施状況を適切に反映させる仕組みを検討 | - (-) |
| 18 | 商店街の活性化施策 | 実績が低調な支援メニューを見直すとともに、市町が必要な取組を支援するため、県・市町の負担割合を見直し | 次代のリーダーとなる意欲ある若者と女性を対象とした新規出店支援やポストコロナを踏まえた新しいニーズに対応した地域コミュニティ拠点づくり支援を検討 | 838 (768) |
| 19 | 中小企業設備貸与事業 | 制度融資の充実による金利差の縮減や、資金調達方法の多様化で存在意義が低下していることから事業を廃止 | 中小企業制度融資（設備投資促進貸付等）や政府系金融機関による支援で対応 | 5,285 (35) |
| 20 | 新事業創出支援事業貸付 | 日本政策金融公庫等が低金利の資本制ローン制度を運用・拡充していることから事業を廃止 | 新規事業に取組む事業者に対し、ひょうご神戸スタートアップファンダによるエクイティ投資で対応 | 1,547 (147) |
| 21 | チャレンジ起業支援貸付 | クラウドファンディングなど、起業にあたっての資金調達ハードルが下がってきていることから、事業廃止 | スタートアップ企業の成長を支援するSDGsチャレンジ事業の拡充や中高生から社会的課題の解決能力を育む事業の実施等、スタートアップ関連施策の充実強化を検討 | 1,526 (35) |
| 22 | ITあわじ会議開催事業 | 高度なIT技術を有する企業の立地が進み、県の先導的な取組としての目的は達成したことから、事業廃止 | 国際フロンティア産業メッセや起業プラザひょうごにおけるセミナー等で対応 | 119 (119) |
| 23 | 旅券事務所 | 令和7年度からの国による旅券申請の電子化の動向を踏まえ、申請窓口を集約する方向で見直し | 国の動向を見極めながら、旅券事務の安定的な運営と県民の利便性向上に繋がる方法を検討 | - (-) |
| 24 | 海外事務所運営費 | 情報通信の発達など、海外事務所を取り巻く環境に大きな変化が生じていることから、中小企業の支援ニーズを踏まえて運営体制を見直し、2事務所を廃止 | 廃止する事務所が所管する地域については、必要な交流を継続的に実現できるよう、現地連絡体制のあり方を検討 | 319 (313) |

(単位：百万円)

| 事業名 | | 見直し内容 | 改善の方向性・代替事業 | 累計効果額 (一般財源) |
|-----|-------------------|--|---|-----------------|
| 25 | 姉妹州省との周年事業 | 情報通信の発達によりオンラインによる交流も可能となってきていることから、周年事業による海外派遣の頻度を見直し | 友好・姉妹州省、友好交流地域と会議やセミナー、イベントの開催等機会をとらえてオンラインでの交流も実施 | 28 (28) |
| 26 | 私費外国人留学生奨学金支給事業 | 入管法の改正により、留学生には一定の収入活動が認められ、大学や民間の奨学金も充実するなど、環境の変化等を総合的に勘案し、一定の役割を果たしたものとして、事業廃止 | 今後は留学生の就職支援に重点化し、高度な知識・技能を持つ外国人留学生の県内企業等への就職支援を進めるため、「県内企業海外事業展開に係る留学生活用事業」で低学年向けの就職準備講座を実施するなどの拡充を検討 | 126 (126) |
| 27 | ひょうごふるさと館運営事業 | 開設から30年が経過し、ECサイトでの特産品の販売機会が増えていることから、ひょうごふるさと館の運営に関する県の関わり方を検討 | ＝ | － (－) |
| 28 | 首都圏特産品プロモーション強化事業 | 一般消費者を対象とした直売方式のアンテナショップ設置から10年が経過し、一定の役割を果たしたことから、店舗を運営する民間事業者への支援は終了 | 販路の拡大及び誘客を促進し、兵庫ブランドを再構築するため、上質かつ本物志向の商品やコンテンツを、五国の歴史・文化とともに発信するなど、五国の物産・食・観光トータルの新たな首都圏プロモーションを検討 | 168 (168) |
| 29 | 五国の元気づくり交流拠点の支援 | 経営改善の新たな取組により、県補助を段階的に見直し | 運営事業者との意見交換や先進事例の情報提供等を通じて、新たな顧客獲得に向けた取組を促すことで、売上の増加を図り、自立・安定した店舗運営をめざす | 136 (70) |
| 30 | 認証食品PR・販売コーナー設置事業 | 売上を確保できており、認証食品PR・販売コーナー設置に対する県負担は廃止 | ・県負担廃止後も認証食品の販売は継続 ・認証食品消費喚起対策事業において、引き続き販売拡大、認知度向上を図る | 7 (7) |
| 31 | 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資 | 民間金融機関の低利ローン商品が存在することから、令和4年度以降の新規貸付を停止 | ひょうご木の家設計支援事業を拡充し、横架材に県産木材を使う場合のかかり増し経費加算を検討 | 26,250 (0) |
| 32 | ひょうご元気な「農」創造事業 | 地域農産物の価値付けに一定の成果を上げたことから、高付加価値化に係る支援を廃止 | 県産特産品の競争力強化に向けたブランド形成のため、①他県産との差別化に向けた地域との関連性強化、②実需者の求める安定した品質・生産量への対応などへの支援を検討 | 91 (7) |
| 33 | バス対策費補助 | バス事業は、基本的には市町が主体となって行う事業である一方、広域行政を担う県として市町を支援してきた観点から、現市町域を超える広域的なバス路線については、県市町が協調して支援する必要があることも踏まえ、県市町間での負担割合の原則どおりに見直し (見直し実施時期等) ・R4、R5年度は現行どおり実施 ・なお、国はR4、R5の補助要件を緩和しており本県も同様の要件緩和を検討 ・見直しについては、国制度動向等も踏まえR6からの見直しを目途に検討するが、その際は市町の負担を考慮した支援を検討 | ＝ | 90 (40) |

(単位：百万円)

| 事業名 | | 見直し内容 | 改善の方向性・代替事業 | 累計効果額 (一般財源) |
|-----|-------------------------------------|---|--|--------------------|
| 35 | 人生いきいき住宅助成事業(一般型) | 住宅のバリアフリー化の進展などを踏まえ、予防的なバリアフリーを実施する一般型を廃止(要介護認定後等を実施する特別型は存続) | 宿泊施設のバリアフリー改修にかかる費用の一部を支援する事業創設を検討 | 308 (168) |
| 36 | 市街地再開発事業 | ①政令市への補助を行う都道府県は本県を除き3県のみであること ②事業認可権限は政令市にあることから神戸市内において、今後新規着手する事業について、令和4年度を目途に補助のあり方を見直しを検討(令和6年度着手予定の神戸三宮雲井通6丁目地区を除く) | 市街地の課題に対応するため、空き家・空き店舗対策として空家活用特区内での支援や、老朽化マンション建替への支援を検討 | - (-) |
| 37 | 県立都市公園等維持管理費 | 県負担を減らしつつ公園の魅力アップを図るため、民間活力を導入し、施設改修や周辺の維持管理を実施 | パークマネジメント(Park-PFIや施設整備を伴う長期指定管理等)による民間投資の導入を検討するため、令和3年度からサウンディング調査を実施 | 133 (56) |
| 38 | 住宅耐震改修工事利子補給事業 | リフォームの際に融資を受けるニーズが減少していることや活用実績が低調であることを踏まえ、新規受付を令和3年度で終了 | 低コストな改修工事費用に対する補助率を拡充(R3当初:1/3相当→4/5)したひょうご住まいの耐震化促進事業で住宅の耐震化を引き続き支援 | 14 (7) |
| 39 | オールドニュータウン再生モデル事業 | 分譲マンション再生ガイドブックの作成が完了したことから、明舞団地分譲マンション再生支援モデル事業を廃止 | ・団地内のイベント支援などの既存事業は継続 ・明舞団地で効果があったサブセンター等空き区画活用支援事業の対象拡充等の支援を検討 ・長寿命化改修に対する国モデル事業の活用促進 | 2 (1) |
| 40 | 郊外型住宅団地再生先導的支援事業 | 実績が低調であり、市町の活用予定もないことから事業廃止 | 明舞団地で効果があったサブセンター等空き区画活用支援事業の対象拡充等の支援を検討 | 56 (42) |
| 41 | 商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり(まちなか再生) | 地域のまちづくりを県が主体的に実施し、まちなか再生のモデルを示したことから、まちなか再生区域の新規指定を終了 | 商店街に限らず、空き家・空き店舗対策として、空家活用特区内での支援を検討 | 99 (99) |
| 42 | 神戸マラソン開催費 | 国内外への震災復興の発信など一定の成果を収めたことから、令和5年度以降の県支援のあり方を見直し | 二 | 0 (0) |
| 43 | 予算決算乖離により廃止するもの | 個票参照 | | 2,312 (291) |
| 計 | | | | 56,939 (16,670) |

カ 大型投資事業

コロナ禍など事業を取り巻く環境変化を見極めるとともに、事業計画や実施手法等について引き続き慎重に検討していく必要があることから、以下の事業や構想について見直し等を実施

| 区 分 | 見直し内容・今後の検討内容 |
|-----------------------------|--|
| 県庁舎等再整備事業 | 県庁舎等再整備事業については一旦凍結し、新たに民間投資を呼び込むような将来の元町全体のグランドデザインを描き、その中で、県庁舎整備のあり方についても検討 |
| 伊丹庁舎新館等整備事業 | 伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結 |
| ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)整備事業 | 民間投資の導入等整備・運営の手法、財政状況を踏まえた整備のタイミングについて検討 |
| 但馬空港の機能強化 | 「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」での議論を踏まえ、但馬地域の振興のために但馬空港において取組むべき施策について慎重に検討 |
| 県立都市公園の整備・管理 | パークマネジメント (Park-PFI 等) による民間投資の導入を検討 |
| 大規模アリーナの整備 | 慎重に整備の可能性を検討してきたが、アリーナの整備・運営には莫大な費用が必要と見込まれることから、コロナ禍による厳しい財政状況を踏まえ、整備の検討を凍結 |

キ 社会基盤整備の推進

(7) 整備の基本的な考え方と取組内容

「ひょうご社会基盤整備基本計画」を基本方針として、社会基盤整備を計画的・効率的に推進する各種分野別計画及び地域別計画である「社会基盤整備プログラム」に基づき、県民ニーズを的確に捉え、社会経済情勢の変化や頻発化する自然災害への対応など、必要性・緊急性の高い事業へ重点化を図り、着実に事業を推進する。

(2) 地方機関

[県政改革方針]

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、本庁5部体制の見直しを踏まえ、県民局・県民センター体制のあり方について、今後、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の今後の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

イ 中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

(具体的な取組内容（令和4年度）)

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 県民局・県民センター体制の継続

現地解決型の総合事務所体制として、引き続き、県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応できる体制を引き続き推進する。なお、本庁5部体制の見直しを踏まえ、県民局・県民センター体制のあり方について、今後、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合

「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づく統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の今後の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センター各事務所

地域の特色を活かした施策の推進、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制を推進する。

特に、増加が懸念される児童虐待について、迅速で速やかな対応の強化が必要となっていることを踏まえ、中核市への児童相談所の移管の働きかけや、こども家庭センターの新たな一時保護所の整備、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

事務事業（見直し事業個票）

目 次

| 事業名 | | 頁 |
|-----|---|----|
| 1 | 県民交流バスの実施 | 10 |
| 2 | HUMAP 構想の推進 | 12 |
| 3 | 私立学校経常費補助 私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立学校教職員退職金財団補助 私立幼稚園教職員退職基金財団補助 | 13 |
| 4 | ひょうご地域創生交付金 | 14 |
| 5 | 地域再生大作戦 | 15 |
| 6 | ふれあいの祭典 | 16 |
| 7 | 出会いサポートセンター事業 | 17 |
| 8 | 地域祖父母モデル事業 | 18 |
| 9 | こどもの冒険ひろば事業 | 19 |
| 10 | 障害者小規模通所援護事業 | 20 |
| 11 | グループホームを利用する低所得者 に対する家賃助成 | 21 |
| 12 | 100歳高齢者祝福事業 | 22 |
| 13 | 老人クラブ活動強化事業 | 23 |
| 14 | WHO 神戸センター運営支援事業 | 24 |
| 15 | 音楽療法定着促進事業 | 25 |
| 16 | 県立障害者高等技術専門学院の運営 体制の見直し | 26 |
| 17 | 地域経済活性化支援事業 | 27 |
| 18 | 商店街の活性化施策 | 28 |
| 19 | 中小企業設備貸与事業 | 30 |
| 20 | 新事業創出支援事業貸付 | 31 |
| 21 | チャレンジ起業支援貸付 | 32 |
| 22 | IT あわじ会議開催事業 | 33 |

| 事業名 | | 頁 |
|-----|---|----|
| 23 | 旅券事務所 | 34 |
| 24 | 海外事務所運営費 | 35 |
| 25 | 姉妹州省との周年事業 | 36 |
| 26 | 私費外国人留学生奨学金支給事業 | 37 |
| 27 | ひょうごふるさと館運営事業 | 38 |
| 28 | 首都圏特産品プロモーション強化事業 | 39 |
| 29 | 五国の元気づくり交流拠点の支援 | 40 |
| 30 | 認証食品 PR・販売コーナー設置事業 | 41 |
| 31 | 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資 | 42 |
| 32 | ひょうご元気な「農」創造事業 | 43 |
| 33 | バス対策費補助 | 44 |
| 35 | 人生いきいき住宅助成事業（一般型） | 45 |
| 36 | 市街地再開発事業 | 46 |
| 37 | 県立都市公園等維持管理費 | 47 |
| 38 | 住宅耐震改修工事利子補給事業 | 48 |
| 39 | オールドニュータウン再生モデル事業 | 49 |
| 40 | 郊外型住宅団地再生先導的支援事業 | 50 |
| 41 | 商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり (まちなか再生) | 51 |
| 42 | 神戸マラソン開催費 | 52 |
| 43 | 予算決算乖離により廃止するもの | 53 |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 1 県民交流バスの実施 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）137 百万円（66 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：137 百万円（66 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：137 百万円（66 百万円） |

① 見直しの視点

旅行形態が団体から個人へシフトし、バス旅行に対する需要が減少傾向にあること等を踏まえ、事業の必要性を検討

【各バス事業の概要】

| 区 分 | 対象団体 | 対象施設・事業 | 1 台あたり助成額 |
|-------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 県民交流バス | 自治会等 県内地域団体・グループ | 県及び市町の施設・ 体験事業・イベント等 | 1 日コース 2.5 万円 宿泊コース 5 万円 |
| 都市農村交流バス | 子ども会 青少年団体等の地域グループ | 農林漁業体験 視察研修等 | 1 日コース 2.5 万円 宿泊コース 5 万円 |
| ひょうごツーリズムバス | 県外団体旅行者（海外含む） | ひょうごの産業ツーリズム 施設等 | 1 日コース 1.5 万円 宿泊コース 3 万円 |
| しごとツーリズムバス | 県内の小中学校 子ども会等の団体・グループ | ものづくり大学 県内の施設・工場等 | 2.5 万円 |
| エコツーリズムバス | 県内の団体及びグループ 県内の小中学校等 | 県内の環境関連施設等 | 1 日コース 2.5 万円 宿泊コース 5 万円 |

【直近 3 か年の事業実績】

（単位：台）

【旅行者の主な利用交通機関】（単位：千人）

| 区 分 | H30 | | R1 | | R2 | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 | 計画 | 実績 |
| 県民交流バス | 2,000 | 1,647 | 2,000 | 1,619 | 2,100 | 108 |
| 都市農村交流バス | 500 | 349 | 500 | 296 | 400 | 55 |
| ひょうごツーリズムバス | 1,950 | 1,881 | 1,950 | 1,825 | 1,950 | 1,115 |
| しごとツーリズムバス | 450 | 334 | 450 | 278 | 450 | 232 |
| エコツーリズムバス | 300 | 289 | 300 | 291 | 300 | 122 |

| 区分 | H24 | R1 | 増減率 |
|--------|----------|----------|----------|
| 旅行者数 | 367,662 | 368,074 | + 0.1% |
| （うち団体） | (92,329) | (55,596) | (▲39.8%) |
| うちバス | 61,032 | 47,400 | ▲22.3% |
| うち鉄道関係 | 77,650 | 82,550 | + 6.3% |
| うち自家用車 | 191,136 | 198,749 | + 4.0% |

※出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

② 見直し内容

環境変化により、県民交流バス事業等の必要性が希薄化していること、また広報や交流など他事業において、各バス事業の目的を推進するための事業を実施していることから、全てのバス事業を廃止。

ただし、コロナ禍によりバス需要が減少していることを踏まえ、令和4年度については経過措置を検討（事業規模については今後精査）

③ 改善の方向性

下表のとおり、各バス事業と同目的の代替事業等に対応

| 区 分 | 事業目的 | 対応（代替事業） |
|----------|-----------------|--|
| 県民交流バス | 実体験を伴う県施設の広報等 | S52～R2 の 44 年間で延べ 268 万人（県人口の半数）が参加したことを踏まえ、今後は各施設の広報・イベント等で対応を検討 ○内容（例）・県立芸術文化施設の無料開放日の設置 ・県立コウノトリの郷公園、県立人と自然の博物館等で、周年イベント・セミナー・企画展等を開催 |
| 都市農村交流バス | 農業体験を通じた農村交流等 | ・児童・生徒、教諭向けの食育や農業体験機会の提供を検討 ・NPO 法人等が企画する都市農村交流事業に対し引き続き補助 |
| ひょうご観光バス | 県外からの来訪客誘致促進等 | 兵庫の観光の再生を図るとともに、兵庫のブランド力を強化するため、JR と連携したdestinationキャンペーンの実施を検討 ○内容 ・五国を駆け巡る「特別列車」運行 ・JRグループ連携「食」フェア開催 等 |
| しごと観光バス | 就業体験を通じた勤労意識醸成等 | 小中学生のものづくりや技能に対する理解を促進するため、ものづくり体験館やものづくり技能フェスタ等を通じたプロの技の実演や、体験指導等で対応 |
| エコ観光バス | 環境問題に対する意識醸成等 | 脱炭素社会実現に向け、環境問題に関する国内外の状況、先進事例の紹介等を行うフォーラムの開催を検討 ○対象 県内事業者、一般県民 ○内容 再エネ導入等脱炭素化経営の啓発 等 学生との企画のもと、活動紹介や、世代を超えた交流を通じて環境保全・創造活動を活性化 ○対象 一般県民、企業・団体等 ○内容 口頭発表、グループディスカッション 等 |

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町（団体）に丁寧な説明を実施

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------------------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| バス事業の見直し | ・バス事業の廃止 ・代替事業の実施等 | | → |

| | | | |
|--------|----------|------------------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 2 HUMAP(兵庫・アジア太平洋大学間交流ネットワーク)構想の推進 | |
| | | R3 予算額(うち一般財源)：56百万円(56百万円) | |
| | | 効果額 | 初年度(うち一般財源)：21百万円(21百万円) |
| | | | 平年ベース(うち一般財源)：21百万円(21百万円) |

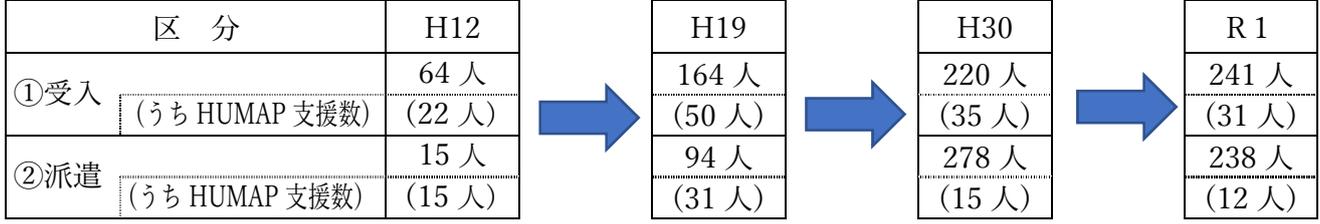
① 見直しの視点

今後もアジア太平洋にある大学との交流ネットワークを維持し、高等教育研究の活性化、水準の向上を図るとともに、将来の発展を支える人材を養成する必要があることから、県の支援を継続
ただし、近年、各大学の自主的な取組の拡大により、HUMAP 協定大学間の留学生の交流が増加しているため、県の支援内容を見直し(今後は、JASSOの留学生のための奨学金、大学独自の留学生支援制度等の更なる活用により対応)

【支援内容】

| 区 分 | | 人 数 | 支 援 内 容 |
|---------------|----|-----|----------------------------|
| ①短期留学生支援 | 受入 | 35人 | ○6ヶ月以上1年以内 ○奨学金：月額8万円 |
| | 派遣 | 15人 | ○6ヶ月以上1年以内 ○奨学金：月額6～10万円 |
| ②短期研修生受入支援 | 受入 | 10人 | ○8日以上1ヶ月程度 ○奨学金：定額4万円又は8万円 |
| ③海外インターンシップ支援 | 派遣 | 10人 | ○4ヶ月以内 ○奨学金：月額8万円 |
| ④研究者交流事業 | 受入 | 10人 | ○1ヶ月以上1年以内 ○往復渡航費、滞在費(1ヶ月) |
| | 派遣 | 0人 | ○1ヶ月以上1年以内 ○往復渡航費 |

【HUMAP 交流大学間の留学実績】



② 見直し内容

②短期研修生受入、③海外インターンシップ支援は、各大学の取組が充実してきたことから廃止
①短期留学生支援、④研究者交流事業については、留学生等による県施策への協力体制を維持する必要があることから、事業を継続し、県内大学の留学生数が年々増加している状況を踏まえ、支援数を見直し

| 区 分 | | 人 数 | | |
|--------------|----|-----|------|------|
| | | 現 行 | 見直し後 | 削減数 |
| 短期留学生支援 | 受入 | 35人 | 25人 | ▲10人 |
| | 派遣 | 15人 | 10人 | ▲5人 |
| 短期研修生受入支援 | 受入 | 10人 | 0人 | ▲10人 |
| 海外インターンシップ支援 | 派遣 | 10人 | 0人 | ▲10人 |
| 研究者交流事業 | 受入 | 10人 | 5人 | ▲5人 |
| | 派遣 | 0人 | 0人 | ±0人 |
| 合 計 | | 80人 | 40人 | ▲40人 |

【工程表 (R4～R6)】

| 見直し内容 | 今後の予定(工程) | | |
|----------|-----------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 支援内容の見直し | ・支援内容の見直し | | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|---|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 3 | 私立学校経常費補助 私立高等学校等生徒授業料軽減補助 私立学校教職員退職金財団補助 私立幼稚園教職員退職基金財団補助 |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：22,370百万円（19,204百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）： — 平年ベース（うち一般財源）： — |

① 見直しの視点

少子化の進展による生徒数の減、納付金の減少、令和2年度から実施された国就学支援金の拡充等に伴う環境変化に対応した補助内容を検討

【事業概要】

・私立学校経常費補助

私立学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）を設置する学校法人等設置者に対し、教職員人件費を中心とした経費に対して経常費補助を行うことにより、私学振興を推進。

・私立高等学校等生徒授業料軽減補助

国の就学支援金制度に県単独加算を行い、生徒の学資負担者の経済的負担を軽減。

| 階層別の所得基準 | 国 | 県 | 計 |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 年収 590万円未満程度 | 396.0千円 | 12.0千円 | 408.0千円 |
| 年収590万円以上730万円未満程度 | 118.8千円 | 100.0千円 | 218.8千円 |
| 年収730万円以上910万円未満程度 | | 50.0千円 | 168.8千円 |

・私立学校教職員退職金財団補助、私立幼稚園教職員退職基金財団補助

退職手当資金給付事業に要する設置者負担金の一部を補助。

| 施設 | 標準給与の144/1000 | 国 | 県 | 設置者負担分 |
|-------|---------------|----------|---|----------------|
| 私立学校 | 標準給与の144/1000 | 108/1000 | | 設置者負担分 |
| | | 36/1000 | | 県補助分(交付税措置と同率) |
| 私立幼稚園 | 標準給与の144/1000 | 42/1000 | | 設置者負担分 |
| | | 36/1000 | | 県補助分(交付税措置と同率) |

【環境変化や課題】

- ・少子化の進展による生徒数の減、納付金の減少により、学校設置者負担が増大。
- ・国の就学支援金に加えて、県単独の授業料軽減補助を実施し、所得区分に応じた授業料の軽減を行うとともに、奨学給付金制度や入学資金貸付制度により、授業料以外の教育費負担についても支援を実施。

② 見直し内容

国庫及び交付税措置を基本に県単独の財源を活用して経常費補助、授業料軽減補助、退職金財団補助を実施しており、その総額は近隣府県と比較しても中位である状況。

令和3年度に、経常費について臨時的・緊急的な措置として事務費の削減を実施しているが、令和4年度以降も、事務費の削減を継続。

③ 改善の方向性

今後も国の動向や本県の実情等を踏まえて、経常費補助と授業料軽減補助とのバランスを図りながら、支援のあり方について検討。

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 補助内容の見直し | ・R3実施済み | | |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------------|--|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 4 ひょうご地域創生交付金 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：1,250百万円（1,000百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：750百万円（1,000百万円） 平年ベース（うち一般財源）：1,250百万円（1,000百万円） |

① 見直しの視点

- ・ 制度設立当時から財源としてきた地域創生基金が枯渇（設立当初(H30.3)11,131百万円→現在残高375百万円）し、令和3年度は一般財源と新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を財源としており、令和4年度以降の事業のあり方を検討
- ・ 令和2年度以降、地域創生に資する新たな地方財政措置（県内市町需要措置額[R3]：地域社会再生事業費67億円、地域デジタル社会推進費35億円）が講じられ、また、国の新たな交付金制度（デジタル田園都市国家構想推進交付金：R3補正200億円）が創設されたほか、国の地方創生推進交付金についても、事例集公表や先駆的事业の計画書検索データベース構築など企画立案支援の運用改善が図られ、県内市町の採択率が約100%に増加
 （[事業費ベース]H28:71.6%→R3:99.9%）
- ・ 一方で、一度も国交付金を申請していない市町もあり、申請率も全国平均以下
 （R28～R2：全国77.9%、本県：75.6%[31市町]）

【制度概要】

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 対象事業 [事業タイプ] | 県地域創生戦略又は市町地域創生戦略に基づく市町単独事業（新規・拡充事業） [ソフト及びハード事業] |
| 予算規模 | 県 費 1,250百万円（事業費2,500百万円） |
| 通常 枠 | 1,000百万円（ " 2,000百万円） |
| ポストコロナ枠 | 250百万円（ " 500百万円） |
| 申請限度額 | ・政令・中核市：県費33百万円（事業費100百万円） ・一般市：37百万円（ " 75百万円） ・町：25百万円（ " 50百万円） ※ポストコロナ枠：申請限度額なし |
| 補助率 | ・政令・中核市、地方交付税不交付団体：県1/3、市町2/3 ・一般市、町：県1/2、市町1/2 |

② 見直し内容

市町における事業を生み出す企画力が向上し、創意工夫による新たな地域創生の取組が進んできた一方、市町による国交付金の活用の余地が大きいことから、県としては計画作成のアドバイスなど国交付金申請のサポートを行い、市町の取組を支援することとし、事業廃止
 ただし、令和4年度に限り、経過措置として通常枠の予算規模を1/2に縮減して実施

③ 改善の方向性

令和5年度以降については、多自然地域の支援など市町の施策ニーズを踏まえた新たな事業の創設を令和4年度中に検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|------------|-------------------------|--------------------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業のあり方の見直し | ・経過措置として実施 ・新たな事業を検討 | ・事業廃止 ・新たな事業を創設 | > |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------------|--------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 5 地域再生大作戦 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：383 百万円（155 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：383 百万円（155 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：383 百万円（155 百万円） |

① 見直しの視点

- ・ 事業創設後 10 年以上が経過しており、近年、新規の事業採択数、特に小規模集落単独の取組による事業が減少傾向にあることから、新たな事業の進め方やあり方の検討が必要
【採択数】 R1:29 地区(単独 11)、R2:19 地区(単独 3)、R3:10 地区(単独 2)
- ・ これまでの大作戦で創出された、小規模集落の維持・活性化のモデルを横展開していくには、市町が地域コミュニティ施策の一環として取り組み、県も側面から支援を行うことが重要

| 区分 | 事業名 | 実施主体 | 負担割合 |
|---------------|---------------------|---------|--------------|
| 地域再生の立ち上げ支援 | 地域再生アドバイザー派遣事業 | 県 | 県 10/10 |
| 地域の賑わいづくり支援 | 「がんばる地域」交流・自立応援事業 | (ソフト)県 | 県 10/10 |
| | | (ハード)県 | 県 1/2、市町 1/4 |
| 持続可能な体制の構築 | 小規模集落起業促進事業 | 県 | 県 10/10 |
| | 地域運営組織法人化推進事業 | 県 | 県 10/10 |
| 新たな人材の受入拡大 | 戦略的移住推進事業 | (ソフト)県 | 県 10/10 |
| | | (ハード)市町 | 県 2/3、市町 1/3 |
| 広域的な連携の仕組みづくり | 集落連携計画策定事業 | 県 | 県 10/10 |
| ふるさと応援交流センター他 | 相談業務、情報発信、集落支援人材の養成 | 県 | 県 10/10 |
| | 関係人口活用モデル事業 | 県 | 県 10/10 |
| | 県版地域おこし協力隊の設置 | 県 | 県 3/4、市町 1/4 |
| | 地域おこし協力隊ネットワークの構築 | 県 | 県 10/10 |
| 大学等との連携 | 大学との連携による地域創生活動支援事業 | 県 | 県 10/10 |

② 見直し内容

県のモデル事業としては令和 3 年度で廃止

ただし、令和 4 年度については移行期間として、令和 3 年度までに採択済の事業については事業終期まで継続、令和 4 年度の新規採択については総合的な支援策を検討

③ 改善の方向性

現在実施している未実施集落元気度調査の結果及び市町の集落対策方針を踏まえ、担い手不足の地域と都市住民をマッチングする仕組みづくりや地域再生アドバイザー等の外部人材のさらなる育成・人材情報の共有・活動内容の充実、また、官民連携での事業展開を検討し、令和 5 年度から新たな事業を実施

④ 留意事項

今後の検討にあたっては市町の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|------------|--------------------------|--------------------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業のあり方の見直し | ・市町主体の事業展開、官民連携での事業展開を検討 | ・ <u>新たな事業</u> を展開 | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 6 ふれあいの祭典 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：20 百万円（10 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：20 百万円（10 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：20 百万円（10 百万円） |

① 見直しの視点

地域持ち回り形式での実施が令和3年度で20年目となり、10地域で2回ずつ実施したところであり、地域創生推進費等を活用した各県民局・センターや地域団体等主体による参画と協働イベントが多数開催され、定着してきていることから、事業実施を見直し

<R2年度の主な交流イベント（県や県民局等が実施・支援しているもの）>

| 地域 | 県民局等による参画協働イベント※1 | 県支援※2の市町・民間主催イベント |
|-----|----------------------------|------------------------|
| 神戸 | 兵庫津ジャズライブ、1.17ひょうご安全の日のつどい | みなとまつり、神戸マラソン応援フェスティバル |
| 阪神 | 阪神南スポーツフェスタ、ありまふじフェスティバル | あしや秋まつり、かわにし音灯り |
| 東播磨 | 兵庫県民農林漁業祭 | メリディアン・マーチングフェスタ |
| 北播磨 | 北播磨「農」と「食」の祭典 | 「山田錦」乾杯まつり |
| 中播磨 | 姫路港ふれあいフェスティバル | 姫音祭、姫路食博 |
| 西播磨 | 西播磨フロンティア祭 | テクノ・アートサマー |
| 但馬 | 但馬まるごと感動市、さわやか環境フェスティバル | 豊岡演劇祭 |
| 丹波 | 丹波の森フェスティバル | シューベルティアーデたんば |
| 淡路 | あわじ花みどりフェア | 淡路島竹灯籠 |

※1：実行委員会形式・本庁事業・指定管理者事業含む

※2：地域創生推進費（地域づくり活動応援事業等）等による助成

② 見直し内容

県民局・センターにおいて、地域の特色を活かした様々な参画と協働イベントの開催や支援等により、ふれあいの祭典の開催目的や意義を引き継ぎ、県民の生活創造活動の発露や交流の場が県下全域で定着して展開されているため、事業廃止

③ 改善の方向性

令和4年度以降は、参画と協働イベントの開催ノウハウの普及に向け、兵庫で活躍している人や団体を紹介するふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業の中で、SNS等を活用し、団体や地域をつなぐ人材の取組内容・活動情報などの発信強化を検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|---------------------------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | ・ふれあいの祭典を廃止 ・情報発信強化を検討 | | → |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------------|--------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 7 出会いサポートセンター事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：129 百万円（118 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：129 百万円（118 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：129 百万円（118 百万円） |

① 見直しの視点

個別お見合いや出会いイベントの参加者数が減少し、成婚数も減少していることから事業の必要性について検討

【直近5か年の事業実績】

| 区分 | | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R2/H28比 |
|---------------|--------------|--------|--------|--------|--------|---------|-----------|
| 個別 お見合い | 会員数(人) | 5,596 | 5,347 | 4,978 | 4,176 | 3,562 | 63.7% |
| | プロフィール閲覧数(回) | 13,359 | 16,215 | 15,692 | 13,104 | 464,076 | 3,473.9%* |
| | お見合い(組) | 4,144 | 3,593 | 3,355 | 2,731 | 2,180 | 52.6% |
| | 成婚数(組)[a] | 115 | 94 | 78 | 79 | 68 | 59.1% |
| 出会い イベント | 参加者数(人) | 6,751 | 6,475 | 6,289 | 4,782 | 1,943 | 28.9% |
| | 成婚数(組)[b] | 47 | 62 | 55 | 56 | 59 | 125.5% |
| 機運醸成 | 若者向けセミナー(回) | 10 | 13 | 13 | 11 | 5 | 50.0% |
| | 結婚力セミナー(回) | 0 | 11 | 20 | 24 | 38 | 皆増 |
| 成婚数(組)計 [a+b] | | 162 | 156 | 133 | 135 | 127 | 78.4% |

※ R2.7からスマホ婚活システムが導入されたこと等によりプロフィール閲覧数増加

② 見直し内容

令和2年7月からスマホ婚活システムを導入し、自宅からの閲覧が可能になったことから、地域センター（10カ所）については会員への周知期間を考慮して、令和4年度まで継続

③ 改善の方向性

令和5年度以降については、婚活事業者等のノウハウを活用した運営など民間との連携・役割分担を含め事業のあり方を令和4年度に検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|--|--|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 地域センター廃止に向けた会員への周知 | <ul style="list-style-type: none"> 地域センター廃止 | → |
| | → | <ul style="list-style-type: none"> R5以降の事業のあり方を検討 | |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 8 地域祖父母モデル事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：12百万円（12百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：12百万円（12百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：12百万円（12百万円） |

① 見直しの視点

モデル事業として創設後6年が経過し、目標をほぼ達成（目標80:実績71）していることから、事業実施を見直す

【補助団体・地区数】

| | 団体 | うち新規 | 地区数 | | | | | | | |
|-----|----|------|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | | 目標 | 実績 | 神戸 | 阪神南 | 阪神北 | 中播磨 | 西播磨 | 淡路 |
| H29 | 14 | (5) | 40 | 36 | 10 | 15 | 2 | 7 | — | 2 |
| H30 | 21 | (11) | 60 | 55 | 12 | 21 | 2 | 7 | 10 | 3 |
| R1 | 20 | (3) | 60 | 60 | 17 | 14 | 13 | 3 | 12 | 1 |
| R2 | 18 | (2) | 60 | 56 | 17 | 14 | 12 | 5 | 7 | 1 |
| R3 | 21 | (1) | 80 | 71 | 17 | 20 | 14 | 9 | 7 | 4 |

② 見直し内容

目標をほぼ達成していることから、事業廃止

③ 改善の方向性

各種助成金（ひょうごボランティア基金助成事業や地域づくり活動応援事業）の活用等により同種の事業を実施する場合は対応可能

（参考1）ひょうごボランティア基金助成事業（地域づくり活動NPO事業助成）[県社会福祉協議会事業]

○対象者：NPO法人等

○対象内容：・地縁団体と連携した地域づくりの促進につながる取組
・地域の課題解決や社会的弱者の支援を目指す先導的な取組

○補助額：上限500千円/団体

（参考2）地域づくり活動応援事業 [各県民局・県民センター 県民運動担当課]

○対象者：地域団体、団体・グループ

○対象内容：地域課題の解決や地域活性化に向けた取組

○補助額：上限500千円以内/団体

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | ・事業廃止 | | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 9 こどもの冒険ひろば事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：27 百万円（27 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：2 百万円（2 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：2 百万円（2 百万円） |

① 見直しの視点

- ・事業創設後 15 年以上が経過し、「活力あるふるさと兵庫実現プログラム」で目標として掲げた 650 箇所（全県累計）を超えるひろばを展開
- ・今後は、ひろばの自立的な運営を目指し、県としての支援のあり方を見直す

【直近 5 か年の事業実績】

（単位：千円）

| 区 分 | H28 | H29 | H30 | R 元 | R 2 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 助成実績額 | 18,837 | 18,327 | 15,832 | 16,441 | 15,152 |
| 随伴補助実施市町数 | 0 市町 |
| 助成団体数 | 48 団体 | 48 団体 | 43 団体 | 43 団体 | 42 団体 |
| 延べ参加人数 | 54,867 人 | 53,817 人 | 48,840 人 | 57,805 人 | 44,577 人 |
| 活動実績（実施箇所数） | 616 箇所 | 629 箇所 | 647 箇所 | 658 箇所 | 659 箇所 |

[活力あるふるさと兵庫実現プログラム]

| 目 標（実施箇所数） | 600 箇所 | 622 箇所 | 632 箇所 | 642 箇所 | 650 箇所 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | |

② 見直し内容

令和 4 年度の補助上限額は 400 千円→300 千円に変更

団体がひろばを継続する場合、助成金や協賛金の獲得等を促すこととし、自立運営できる体制の構築を進める

また、今後の段階的な縮小についても検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|--------------|--|--|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 県の支援のあり方の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・補助上限額の見直し（400 千円→300 千円） ・運営団体の自立に向けた支援を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営支援の段階的縮小を検討 | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 10 障害者小規模通所援護事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：157百万円（157百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：3百万円（3百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：12百万円（12百万円） |

① 見直しの視点

平成18年の障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービス等の提供主体は市町に一元化されるとともに、小規模作業所は地域活動支援センター等の新体系への移行が促進

県は、経過措置として地域活動支援センターの運営にかかる市町への一部助成に加え、小規模作業所の新体系への円滑な移行を支援するため、法人格取得や利用定員増加に向けた増改築等の支援、地域活動支援センターと同様に運営にかかる市町への一部助成を実施

その結果、小規模作業所の地域活動支援センター等への移行が進行(H18:337箇所→R3:8箇所)していることから、事業を見直し

(平成21年度時点では、全国で19自治体が小規模作業所運営費を補助していたが、現在、兵庫県以外は全て補助を終了)

[参考：小規模作業所と地域活動支援センターの違い]

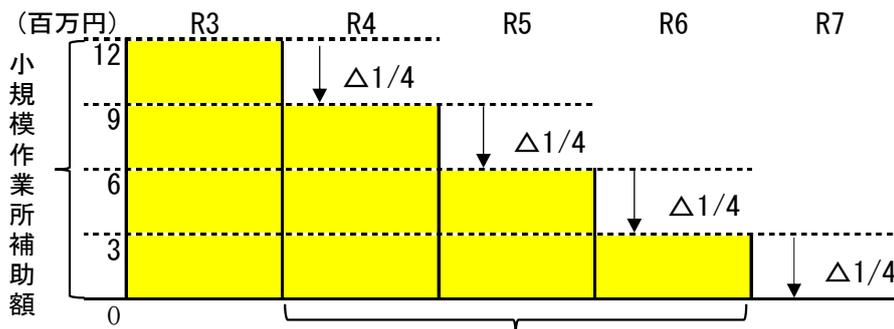
| | | 小規模作業所 | 地域活動支援センター |
|------|-----|---------|-------------|
| 位置づけ | | 法外施設 | 法内施設 |
| 設置主体 | | 任意団体でも可 | 法人格が必要 |
| 定員 | 利用者 | 概ね5名以上 | 概ね10名以上 |
| | 指導員 | 1名以上 | 2名以上（管理者含む） |
| 設置基準 | | 無 | 一定の基準有 |
| 国庫補助 | | 無 | 有（当事業とは別） |

② 見直し内容

小規模作業所から地域活動支援センターへ移行した場合、職員配置や設備基準などにおいて経済的な負担が生じることから、移行をスムーズに進めるため当面の間支援を行ってきたが、小規模作業所の大部分が移行済みであることをふまえ、小規模作業所については市町への支援を廃止

引き続き残る小規模作業所については、法内事業所（就労継続支援事業、地域活動支援センター等）への移行を進める期間として、3年間の経過措置期間を設定(補助額については、段階的に1/4ずつ逡減)

[参考：経過措置のイメージ]



③ 改善の方向性

市町と連携し、法内事業所への移行に向けた助言・指導を実施

【工程表 (R4~R6)】

| 見直し内容 | 今後の予定 (工程) | | |
|----------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | ・小規模作業所について支援を縮小 (補助額 3/4) | ・小規模作業所について支援を縮小 (補助額 2/4) | ・小規模作業所について支援を縮小 (補助額 1/4) → |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------------|--|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 11 グループホームを利用する低所得者に対する家賃助成 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：179 百万円（179 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：一百万円（一百万円） 平年ベース（うち一般財源）：一百万円（一百万円） |

① 見直しの視点

平成 19 年度の制度開始、平成 23 年 10 月の国制度変更（グループホーム利用者に対する補足給付の支給）に伴う事業見直し以降、制度設計をはじめ事業実施の前提となる状況に変化はないものの、他都県類似事業の実施状況を踏まえ、あり方を引き続き検討

【参考】

○グループホーム利用者に対する家賃助成の概要

国制度のグループホーム等入居者に対する補足給付に上乗せし、県独自支援を実施

- ・ 対象者 グループホームを利用する低所得者（生活保護受給世帯を除く）
- ・ 助成金 （家賃-10,000 円(補足給付額)）の 1/2 を助成（上限額 15,000 円）
- ・ 負担割合 県：市町＝1：1



○ 類似事業の他都県実施状況

群馬県、千葉県、東京都、神奈川県

② 見直し内容

当面の間、現行の支援を継続

今後については、第 6 期兵庫県障害福祉実施計画の終期（令和 5 年度） 及び、3 年ごとの障害福祉サービス等報酬の次期改定となる令和 6 年度を目途に、①障害者の地域生活を取り巻く社会環境、②障害福祉サービスの充実をはじめ、事業実施の前提となる状況変化等を勘案し、支援対象や水準など制度のあり方を検討

【参考】

○ 第 6 期兵庫県障害福祉実施計画

地域生活への移行促進、親亡き後を見据えた支援体制の充実などを目指し、令和 3 年 3 月に策定（計画期間：令和 3 年度～5 年度）

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|-------|------------------------------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 制度のあり方検討 | | | → 障害福祉サービス等報酬改定の動向等に合わせ検討 |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 12 100歳高齢者祝福事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：27百万円（12百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：25百万円（12百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：25百万円（12百万円） |

① 見直しの視点

毎年対象者が増加しており（[100歳到達者数] H20：855人→R2：1,791人）、また、100歳到達者に対しては、国や一部の市町からも同様の祝福事業がなされており、事業の重複がみられることから、事業内容について見直し

【直近5か年の事業実績】

| 区 分 | H20 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 100歳到達者（人） | 855 | 1,285 | 1,309 | 1,252 | 1,554 | 1,791 |
| 贈呈品に要する経費(千円) | 10,819 | 15,464 | 16,195 | 16,832 | 20,801 | 24,644 |

② 見直し内容

事業目的である高齢者祝福、感謝表明は、今後も県政への理解促進に資すること、また国の祝状、銀杯の贈呈事業に伴う対象者調査等当該事業関連事務は今後も続くことを考慮し、現行、贈呈品や訪問等で対応している祝福事業を、本人への知事祝状の贈呈により引き続き対応

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業内容の見直し | ・事業簡素化 | | → |

| | | |
|--------|---------|---|
| 1 行政施策 | (1)事務事業 | 13 老人クラブ活動強化推進事業 |
| | | R3予算額（うち一般財源）：88百万円（88百万円） |
| | | 効果額 初年度（うち一般財源）：11百万円（11百万円） 平年ベース（うち一般財源）：11百万円（11百万円） |

① 見直しの視点

- ・ 老人クラブ活動強化推進事業のうち、クラブの社会貢献活動を促進するための県上乗せ分について、健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動への助成は、通いの場等での活動の一定の普及がみられたため見直し
- ・ 単位クラブあたりの補助額が、国庫補助制度における本県の補助単価と同額となるよう見直し

【参考1】住民主体の「通いの場」（体操、会食、サロン等）実施状況

| 区分 | H27年度末 | H29年度末 | R1年度末 | 将来目標 |
|---------------------------|----------|-----------------|-----------------|-------------------|
| 県計画目標値 （兵庫県介護保険事業支援計画） | — | 15万人 （R2年度末） | 15万人 （R2年度末） | 22.8万人 （R5年度末） |
| 実績値 | 101,903人 | 154,622人 | 181,083人 | |

※通いの場：市町の地域支援事業で実施される介護予防に資すると判断される住民主体の活動

【参考2】単位クラブあたり助成額（月額）

| 区分 | | 現行 | 見直し案 |
|------|---------------|----------------------|---------|
| 国庫補助 | 老人クラブ助成事業 | @3,500円 | @3,500円 |
| 県単独 | 老人クラブ活動強化推進事業 | 子育て支援活動、 高齢者見守り活動 | @3,500円 |
| | | 健康体操等の実施、 普及促進活動 | @500円 |
| 計 | | @7,500円 | @7,000円 |

（うち@500円を新型コロナウイルス感染症や自然災害を踏まえた地域活動に対する補助へ再構築）

② 見直しの内容

- ・ 単位クラブあたりの補助額を、月額4,000円から国庫補助と同額（3,500円）に見直し
なお、単位クラブに対する都道府県単独補助として引き続き全国的に手厚い補助水準にある
※単位クラブに対する都道府県単独補助の実施は、東京都（約@13,000円/月）及び本県のみ
（R1.他府県全国調査）

③ 改善の方向性

- ・ 月額補助額3,500円のうち500円について、健康づくり（健康体操等）の実施・普及促進活動への助成から、新型コロナウイルス感染症や多発する自然災害を踏まえた地域活動に対する補助へと再構築
具体的には、県老人クラブ連合会（又は神戸市老人クラブ連合会）に加盟するクラブが、県及び県・神戸市老人クラブ連合会と連携の下で実施する、災害や感染症に強い地域の互助・つながりづくり等の活動への助成として実施
- ・ 県老人クラブ連合会等による広域的な取組を強化し、高齢者の社会参加を促進する支援を検討
さらに、元気高齢者等が介護周辺業務を担うひょうごケア・アシスタント推進事業等により活躍の場を確保するなど、高齢者の社会貢献活動を促進

④ 留意事項

- ・ 見直しにあたっては、老人クラブ連合会に対し、丁寧な説明を行う。

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------------------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | ・ 総額の変更 ・ 助成内容の再構築 | | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|----------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 14 WHO神戸センター運営支援事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：237百万円（237百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：— 平年ベース（うち一般財源）：— |

① 見直しの視点

第3期契約が令和7年12月で終了することから、令和8年1月以降の第4期支援内容及び方向性について検討

② 見直し内容

第3期契約（平成28年1月～令和7年12月）は現行の支援を継続

第4期契約に向けて、今後のWHO神戸センター（WKC）の活動の方向性を踏まえ、神戸グループとして適切な支援のあり方について検討

【検討項目と主な論点】

- ・活動範囲・機能
研究機能や情報発信、研究成果の効果的な還元等
- ・組織・人員
組織体制や神戸グループとの連携体制、ガバナンスの強化等
- ・神戸グループによる貢献
WKCの今後の活動のあり方を踏まえた適切な支援

※神戸グループ：兵庫県、神戸市、(株)神戸製鋼所、神戸商工会議所で構成

（参考）令和3年度予算

| 項目 | 予算額 |
|---------|--------|
| センター運営費 | 218百万円 |
| センター管理費 | 19百万円 |
| 合計 | 237百万円 |

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|--------------|------------------------------|-------------------------|------------------------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 第4期支援内容等の見直し | ・WKCのあり方検討・神戸グループ内の調整（～R6.1） | ・共同評価及び今後の方向性の協議（～R7.1） | ・第4期に向けた準備（～R8.1） ➤ |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------|--------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 15 音楽療法定着促進事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：9百万円（9百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：9百万円（9百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：9百万円（9百万円） |

① 見直しの視点

定着促進事業開始後 15 年が経過し、音楽療法士の活動場所が医療・福祉施設で約 1,000 箇所（H18 から 3.3 倍に増加）になったことや、県補助後も自主的に音楽療法を継続する施設が増加するなど、事業目的である県内全域での音楽療法の導入・普及が行われ、県の先導的な役割が果たされたことから、事業実施を見直し

【事業概要】

| 事業名 | 概要 |
|-----------------------------|---|
| (1)定着促進事業（H18～） | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：音楽療法を導入しようとする医療・福祉施設（初年度のみ） ・補助額：1回あたり謝金 2,500 円（定額）、旅費 2,000 円を超えた額（宿泊費含む）の 1/2 ・回数：①概ね週 1 回（原則月 2 回以上）、及び 3 ヶ月以上継続して実施する医療・福祉施設 ② 1 施設 40 回まで |
| (2)お試し音楽療法体験事業（H29～） | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：音楽療法を導入したことのない医療・福祉施設 ・補助額：1回あたり謝金 2,500 円（定額）、旅費 2,000 円を超えた額（宿泊費含む）の 1/2 ・回数：1 施設 2 回まで |
| (3)県内参加型音楽療法コンサート開催事業（H29～） | <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：2 回 |
| (4)コーディネーター設置事業（H18～） | <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所：兵庫県音楽療法士会 |

【事業実績】

（単位：施設数）

| 区分 | | H18 | H30 | 差引 | R2※ | 備考 |
|-------------|-----------|-----|-----|------|-----|--|
| 音楽療法士活動施設数 | 医療・福祉施設 | 293 | 968 | +675 | 578 | H18とH30を比較すると、定着促進事業の利用施設数は減少しているが、活動施設数が増加しており、自主的に音楽療法を実施する施設が増加 |
| | 市町介護予防事業等 | — | 119 | — | 117 | |
| 定着促進事業利用施設数 | | 137 | 37 | △100 | 9 | |

※R2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施施設が減少

② 見直し内容

県音楽療法士会に対する県補助を廃止し、今後は、ノウハウが蓄積された県音楽療法士会の自主事業もしくは派遣先が実施

③ 改善の方向性

- ・音楽療法士の養成・認定を継続するとともに、兵庫県音楽療法士会の自主事業や、兵庫県音楽療法士制度の周知による活動施設の確保等の支援を行い、音楽療法の普及啓発を推進
- ・音楽療法のさらなる普及に向けた課題である国家資格化に向け、引き続き国に要望

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業実施の見直し | ・ 県補助を廃止 | | > |

| | | |
|--------|----------|--------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 16 県立障害者高等技術専門学院の運営体制の見直し |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：41 百万円（24 百万円） |
| | | 効果額 初年度（うち一般財源）：15 百万円（15 百万円） |
| | | 平年ベース（うち一般財源）：15 百万円（15 百万円） |

① 見直しの視点

公共交通機関等のバリアフリー化などにより寮の需要ニーズが低下しており、直近の入寮者が数人となっている状況を踏まえ、運営体制を見直し

【入校・入寮状況】

| 科目名 | 訓練 期間 | 募集定員【名】 | | | | | 入校者数【名】 | | | | | 入寮者数【名】 | | | | |
|---------|----------|---------|-----|----|----|----|---------|-----|----|----|----|---------|-----|----|----|------|
| | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| ものづくり科 | 1年 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 8 | 6 | 9 | 4 | 7 | 1 | | 3 | 1 | 1 |
| ビジネス事務科 | 1年 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 | 10 | 1 | 3 | | 2 | |
| 情報サービス科 | 1年 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 | 7 | 7 | 5 | 2 | | | 2 | 2 |
| 総合実務科 | 1年 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 9 | 7 | 8 | 15 | 15 | | | | | |
| 計 | | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 32 | 28 | 33 | 35 | 37 | 4 | 3 | 3 | 5 | 3(0) |

※R3 年度入寮者については、退校等により 12 月現在では入寮者 0 名

② 見直し内容

令和 5 年度以降、県立障害者高等技術専門学院の寮機能を廃止

③ 改善の方向性

県内の障害者校での訓練を希望し、かつ通学が難しい者については

ア 引き続き寮を設置している兵庫障害者職業能力開発校（伊丹市）を案内

イ 地域性や希望する訓練科目の関係から県立障害者高等技術専門学院を希望する者については、意向に沿えるような対応を検討

ウ 庁舎管理や障害のある訓練生に配慮した環境の整備は、警備会社への委託等を検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------------|---------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 運営体制の見直し | ・入校希望者に対する説明・相談 | ・寮機能の廃止 | → |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 17 地域経済活性化支援事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：3,019百万円（2,749百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：— 平年ベース（うち一般財源）：— |

① 見直しの視点

コロナ禍で中小企業の駆け込み寺的存在となり、増加する窓口相談に対応するため、令和3年度に限り臨時的に相談機能を強化しているが、新型コロナウイルス感染症の今後の収束状況等を踏まえて、小規模事業者数等に基づき設置定数のあり方を検討

② 見直し内容

令和3年度が経済センサスの調査の年であり、その結果を踏まえる必要があることから、結果が判明する令和5年度に広域活性化対策指導員を含めた設置定数のあり方を検討

また、商工会・商工会議所による支援をより活性化するため、事業計画の策定支援や金融支援等の実施状況に応じた補助金の配分等についても、広域活性化対策指導員の見直しと合わせ検討

③ 改善の方向性

補助金の配分等の見直しについては、事業者支援に関する複数の指標を算定要素として設定するなど、各団体の経営指導等の実施状況をより適切に反映させる仕組みを検討

④ 留意事項

今後の検討にあたっては商工会・商工会議所の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|-------------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 設置定数の見直し | | ・設置定数のあり方検討 | > |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 18 商店街の活性化施策 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：265百万円（235百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：127百万円（117百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：127百万円（117百万円） |

① 見直しの視点

少子高齢化や人口減少の進展の差異等、地域や商店街が置かれている状況は様々であり、地域の特性に応じた取組を幅広く支援する観点から県が先導して実施してきた商店街活性化施策について、今後は市町が主体性を発揮して地域の実情に応じた取組を推進していくこととし、市町随伴のあり方を見直すとともに、実績の低調な支援メニューについて見直し

【直近5か年の事業実績】

（単位：千円）

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 当初予算 | 221,048 | 228,561 | 242,218 | 282,414 | 291,528 |
| 実績 | 171,587 | 150,111 | 172,419 | 147,163 | 115,703 |

② 見直し内容

市町が必要な取組を県が支援する考え方から原則として義務随伴とし、商店街の活性化は地域に密着した取組であることから、負担割合は県：市町＝1：1に見直し

ただし、県が先導的に政策誘導を図る先導的・モデル事業については、3年間に限り義務随伴を求めず随伴期待とする。

○ 実績低調による事業見直し

| 事業名 | 見直し案 |
|--------------------------------|---|
| 商店街共同施設撤去支援事業 【集約・統合】 | 重点対応が必要であった箇所については対応済みであり、一定の事業効果が得られた。今後、対応が必要な箇所については、統合する商店街・小売市場共同施設建費助成事業にて支援 ・補助率 1/3 ・限度額 8,000千円 |
| 商店街空き店舗再生支援事業 【集約・統合】 | 年々実績が減少するなどサブリースを行う商店街の需要が低下しているため、個店を支援する新規出店・開業支援事業に統合 ・対象 個店 ・補助率1/3 ・限度額 1,500千円 |
| 商店街事業承継支援事業 【集約・統合】 | 商店街内における事業承継支援による後継者の育成というモデル事業として一定の役割を終えたため、今後は一般施策である事業継続支援事業に統合 ※中小企業の事業継承を支援 ・補助対象 賃借料・建物改修費・広告宣伝費等 ・補助率 1/2 ・限度額1,000千円～4,000千円(3年間) |
| 空き店舗等を活用した障害者の地域交流促進事業 【廃止】 | 県内就労継続支援施設は一定充足(第5期県障害福祉推進計画の目標値を達成)していることから廃止 |
| 商店街健康づくり支援事業 【廃止】 | 事業創設以来実績がなく、今後も需要が見込めないことから廃止 |
| 商店街再編事業 【廃止】 | まちなか再生のモデルを示し、モデル事業として一定の役割を終えたことから、現行のまちなか再生指定区域への支援終了をもって廃止(令和6年度までに事業着手するものに限る) |

【見直し後の商店街施策一覧】

| 事業名 | 先導モデル | 見直し前 | | | | 見直し後 | | | |
|---------------------|-------|---------|-----------|-----|-----|---------|-----------|-----|-----|
| | | 随伴 | 補助率 | 県 | 市町 | 随伴 | 補助率 | 県 | 市町 |
| 商店街再編事業 | | 義務(1:1) | 2/3 | 1/3 | 1/3 | 義務(1:1) | 2/3 | 1/3 | 1/3 |
| 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 | | | 1/3 | 1/3 | 1/6 | | 1/3 | 1/6 | 1/6 |
| 商店街新規出店・開業支援事業 | | 期待(2:1) | 1/3 | 1/3 | 1/6 | | 1/3 | 1/6 | 1/6 |
| 商店街外国人誘客事業 | | | 1/2 | 1/2 | 1/4 | | 1/2 | 1/4 | 1/4 |
| 商店街ファンづくり応援事業 | | なし | 定額(1/2相当) | 1/2 | — | | 定額(1/2相当) | 1/4 | 1/4 |
| 商店街コミュニティ機能強化応援事業 | ○ | 期待(2:1) | 1/2 | 1/2 | 1/4 | 期待(1:1) | 1/2 | 1/2 | 1/2 |
| 商店街買い物アシスト事業 | ○ | | | | | | | | |
| 商店街次代の担い手支援事業 | ○ | なし | 定額(1/2相当) | 1/2 | — | | 定額(1/2相当) | 1/2 | 1/2 |

③ 改善の方向性

従来の考え方にとらわれない新しい視点や柔軟な発想による魅力ある店舗づくりにより、商店街の活性化へ繋げるため、次代のリーダーとなる意欲ある若者と女性を対象とした空き店舗への新規出店支援や、ポストコロナを踏まえた新たなニーズに対応するコミュニティカフェ等の地域コミュニティ拠点づくり支援を検討

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町や県商店連合会、県商店街振興組合連合会等関係団体に丁寧の説明を行う。

【工程表 (R4～R6)】

| 見直し内容 | 今後の予定 (工程) | | |
|---|---|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 市町随伴のあり方の見直し 支援メニューの整理統合 事業実施の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 市町随伴のあり方の見直し 支援メニューの整理統合 若者女性の新規出店支援の強化 地域コミュニティ拠点づくりの強化 | | > |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|--|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 19 中小企業設備貸与事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：2,450百万円（3百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：755百万円（5百万円） 平成ベース（うち一般財源）：755百万円（5百万円） |

① 見直しの視点

昭和53年に「先進機器・省エネルギー等設備貸与事業」として創設されたが、今日まで中小企業を取り巻く経済環境は大きく変化
 市中金利の低下や民間リース会社との競合等の影響により、近年は貸付件数が減少していることから事業を見直し

【貸与制度の概要】

| 対象企業要件 | 貸与限度額 | 年割賦損料 | 月額リース料 | 貸与期間 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-------------|-------|
| 従業員数原則21人以上の中小企業 | 100万円～1億円 | 0.7～1.95% | 0.95～2.940% | 3～10年 |
| ※県損失補償割合 80%（損失補償上限額 貸付事業費の10分の1） | | | | |

② 見直し内容

①制度融資の充実等により金利差が逡減、資金調達方法も多様化しており、事業の存在意義が低下していること、②近畿・八大都道府県と比較して、単独事業を実施しているのは本県のみであり、経済規模に比し事業規模も過大であることから事業廃止

③ 改善の方向性

今後は、中小企業制度融資（設備投資促進貸付等）や政府系金融機関による支援により対応

【代替となる主な制度の概要】

| 名称 | 融資限度額 | 利率(10年以内) | 融資(据置)期間 |
|--------------------|-------|------------|-----------|
| 制度融資(設備投資促進貸付) | 3億円 | 0.9% | 10年(2年)以内 |
| 日本政策金融公庫(企業活力強化資金) | 7.2億円 | 0.41～1.07% | 20年(2年)以内 |

【参考1】設備貸与割賦損料と制度融資(設備投資関連)金利との差

| 年度 | 設備貸与損料(a) | 制度融資金利(b) | 差(b)-(a) |
|-----|-----------|-----------|------------|
| S56 | 6.0% | 7.6% | 1.6% |
| R3 | 0.7～1.95% | 0.9% | ▲1.05～0.2% |

※制度融資は別途信用保証料が必要になる場合あり

【参考2】直近5か年の事業実績(事業資金・県貸付ベース)

(千円、件)

| 区分 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3.11 | R2.11(参考) |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 県予算額 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 | 750,000 |
| 県決算額 | 132,701 | 217,689 | 299,882 | 380,413 | 249,676 | 131,253 | 164,679 |
| 執行率 | 17.7% | 29.0% | 40.0% | 50.7% | 33.3% | 17.5% | 22.0% |
| 件数 | 12 | 25 | 36 | 27 | 21 | 11 | 13 |

【参考3】他府県との水準比較(R3当初予算ベース)

(千円)

| 区分 | 兵庫県 | 大阪府 | 奈良県 | 北海道 | 神奈川県 | 愛知県 |
|------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 単独事業 | 1,500,000 | - | - | - | - | - |
| 国制度※ | 2,200,000 | 2,000,000 | 450,000 | 600,000 | 500,000 | 1,000,000 |

※小規模企業者等設備貸与事業

【工程表(R4～R6)】

| 見直し内容 | 今後の予定(工程) | | |
|----------|-----------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | ・事業廃止 | | → |

| | | |
|-------------------------------|----------|---|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 20 新事業創出支援事業貸付 |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：905 百万円（3 百万円） |
| | | 効果額 <table border="1"> <tr> <td>初年度（うち一般財源）：221 百万円（21 百万円）</td> </tr> <tr> <td>平年ベース（うち一般財源）：221 百万円（21 百万円）</td> </tr> </table> |
| 初年度（うち一般財源）：221 百万円（21 百万円） | | |
| 平年ベース（うち一般財源）：221 百万円（21 百万円） | | |

① 見直しの視点

平成 28 年度の新事業創出支援貸付での資本制ローンの運用開始以降、日本政策金融公庫は従来から運用している資本性ローン（挑戦支援資本強化特例制度）に加え、令和 2 年度からは、より低利率の挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）を開始するなど事業を拡充していることから、事業実施を見直し

〈参考：新事業創出支援事業申請・採択数の推移〉

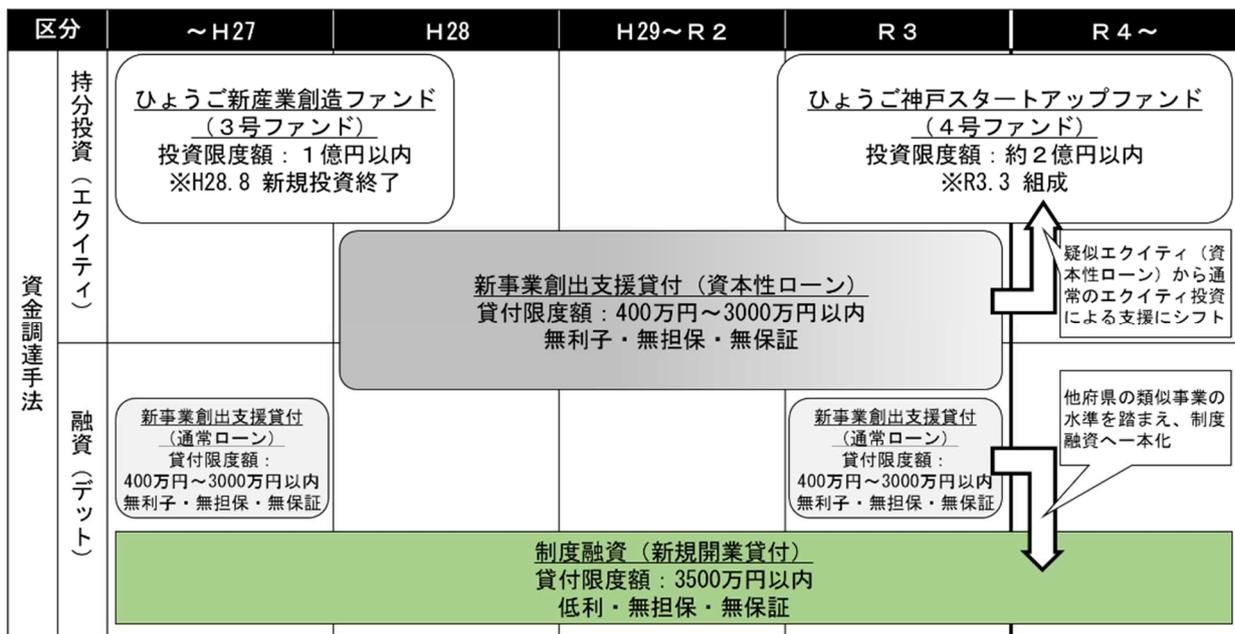
| | H28 | | | H29 | | | H30 | | | R1 | | | R2 | | | 合計 | | |
|----|-----|----|---------|-----|----|--------|-----|----|--------|----|----|--------|----|----|----|----|----|---------|
| | 申請 | 採択 | 金額 | 申請 | 採択 | 金額 | 申請 | 採択 | 金額 | 申請 | 採択 | 金額 | 申請 | 採択 | 金額 | 申請 | 採択 | 金額 |
| 合計 | 23 | 10 | 161,940 | 12 | 7 | 93,430 | 18 | 6 | 76,750 | 13 | 2 | 22,400 | 5 | 0 | 0 | 71 | 25 | 354,520 |

② 見直し内容

日本政策金融公庫などが低金利の資本性ローン制度を運用・拡充していることから、新事業創出支援貸付は廃止

③ 改善の方向性

スタートアップをはじめとした新規事業に取り組む事業者への支援は令和 3 年 3 月に組成した「ひょうご神戸スタートアップファンド」によるエクイティ投資で対応



【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|---------------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業実施の見直し | ・新事業創出支援貸付の廃止 | | → |

| | | | |
|--------|----------|------------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 21 チャレンジ起業支援貸付 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：13 百万円（0 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：218 百万円（5 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：218 百万円（5 百万円） |

① 見直しの視点

日本政策金融公庫が令和2年度から「新規開業資金」、「女性、若者/シニア起業家支援資金」等の貸付金利を引き下げているほか、クラウドファンディング等これまでになかった資金調達方法も一般的になっており、起業にあたっての資金調達ハードルが下がってきていることから、事業実施を見直し

② 見直し内容

金融機関等を通じ、低金利で新規起業者に運転資金の貸し付けを行っている都府県は多いが、無利子貸付は実施されている例がないことから、新事業に取り組む事業者向けの貸付は、中小企業制度融資貸付金に一本化し、チャレンジ起業貸付の新規貸付は廃止

〈参考：他都府県の類似事業との水準比較（R3 当初予算ベース）〉

| | 東京都「女性・若者・シニア創業サポート事業」 | 兵庫県中小企業制度融資貸付金（新規開業貸付） |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------|
| 対象者 | 女性、若者（39歳以下）、シニア（55歳以上）で創業後5年未満の者 | 新規に個人で、または会社を設立し、事業を開始する方 |
| 限度額 | 1,500万円 | 3,500万円 |
| 利率・保証 | 「信用金庫・信用組合」が、固定金利1%以内の創業融資を検討・無保証 | 金利0.6% (内経営者保証免除貸付500万円) |
| 期間 | 10年以内（うち据置期間3年以内） | 10年以内（うち据置期間1年以内） |

③ 改善の方向性

今後は、スタートアップ企業の成長を支援するSDGsチャレンジ事業の拡充や、中高生から社会的課題の解決能力を育む事業の実施等、別途スタートアップ関連施策の充実強化を検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|---------------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | ・チャレンジ起業貸付の廃止 | | ➤ |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 22 IT あわじ会議開催事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：17 百万円（17 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：17 百万円（17 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：17 百万円（17 百万円） |

① 見直しの視点

高度な IT 技術を有する企業の立地が促進され、また、（一社）公益資本主義実践協会が設立され、新たなイノベーションに挑戦する IT 企業や社会的起業家を支援する枠組みが整備されたことから、事業実施を見直し

② 見直し内容

次世代 IT ビジネスの創出やポスト IT 基幹産業を支援する枠組みが整備されるなど、県の先導的な取組みとして当初の目的は達成しており、民間レベルでも類似の会議が多く開催されるなど、事業継続の必要性が低下していることから、令和 3 年度限りで事業廃止

【開催実績】

| | H28 (第 16 回) | H29 (第 17 回) | H30 (第 18 回) | R 元 (開催中止) | R2 (第 19 回) | R3 (第 20 回) | 累計 |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|----------------|-------|
| 予算額(百万円) | 17 | 17 | 17 | — | 17 | 17 | — |
| 決算額(百万円) | 9.755 | 9.8 | 15.511 | — | 17 | — | — |
| 参加者計画(人) | 300 | 300 | 300 | — | 300 | — | — |
| 参加者実績(人) | 266 | 190 | 283 | — | 630 | 開催に向け調整中 | 4,506 |

③ 改善の方向性

IT あわじ会議が担ってきた IT 先端技術の紹介について、国際フロンティア産業メッセや起業プラザひょうごにおけるセミナー等で対応

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業実施の見直し | ・事業廃止 | | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|--------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 23 旅券事務所 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：239 百万円（0 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：一百万円（一百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：一百万円（一百万円） |

① 見直しの視点

旅券業務については、R7 から国による旅券申請の電子化（デジタルガバメント）の本格導入が見込まれることから、旅券事務所のあり方を見直し

② 見直し内容

デジタルガバメント（電子申請）本格導入（R7～）に向けて、国によるデジタルガバメントの動向を踏まえ、申請窓口を集約する方向で見直し（集約後の体制は R4～R6 の間に検討）

③ 改善の方向性

国によるデジタルガバメントの動向を見極めながら、旅券事務の安定的な運営と県民の利便性向上につながる方法を検討

【参考 1】電子申請導入における想定スケジュール

| 区 分 | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 紙申請 | —————→ | | | |
| 電子申請（切替） | —————→ | | | |
| 電子申請（新規） | | | —————→ | |
| 旅券業務の見直し | 体制の検討作業 | | | 新体制 |

【参考 2】現行の窓口体制

| 区 分 | 本 所 | 尼崎出張所 | 姫路出張所 | 但馬空港窓口 |
|-----|------------------------|------------------------|------------------|------------------|
| 場 所 | 神戸国際会館 3 階 | 塚口さんさんタウン 2 番館 3 階 | イーグレひめじ 2 階 | 但馬空港ターミナルビル前 |
| 住 所 | 神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 | 尼崎市南塚口町 2 丁目 1 番 2-316 | 姫路市本町 68 番 290 号 | 豊岡市岩井宇河谷 1598-34 |

④ 留意事項

今後の検討にあたっては市町の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|-------------|--|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事務所のあり方の見直し | —————→ | | |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ・デジタルガバメント導入に向けた事務所のあり方検討 </div> | | |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|-----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 24 海外事務所運営費 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：169百万円（164百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）： 一百万円（一百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）： 50百万円（49百万円） |

① 見直しの視点

新型コロナウイルスの影響により、国境を越える人の往来に大きな制約が生じる一方、情報通信の発達によりオンラインによる交流も可能になるなど、海外事務所を取り巻く環境に大きな変化が生じていることから、海外事務所の運営体制について見直し

② 見直し内容

中小企業の支援ニーズを踏まえ、現地の生の情報やネットワークを活用した県産品の海外販路拡大や中小企業の海外展開、市場や商品特性に応じた商談・マッチング支援など、オンラインだけでは困難な事業に重点化し、各事務所について、以下のとおり運営体制を見直し

また、維持する3事務所のあり方については、ポストコロナ社会での経済活動状況を踏まえ、令和4年度以降も引き続き見直しを検討

【見直し案】

| 現 行 | 所管地域 | 見直し案 | 備 考 |
|----------------|-----------------|------|---|
| ワシントン州事務所 | 北米・メキシコ | 維持 | ポストコロナ社会での経済活動状況を踏まえ、令和4年度以降も引き続き見直しを検討 |
| 香港経済交流事務所 | 中国・ASEAN 諸国・インド | | |
| パリ事務所 | ヨーロッパ・トルコ | | |
| ブラジル事務所 | 中南米(メキシコ除く) | 廃止 | 廃止事務所については、現地連絡体制のあり方を検討 |
| 西豪州・兵庫文化交流センター | オーストラリア | | |

③ 改善の方向性

廃止事務所が所管する地域については、必要な交流を継続的に実現できるよう現地連絡体制のあり方を検討

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町や現地政府等関係機関に丁寧に説明を行う。

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---------------|---|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 海外事務所運営体制の見直し | ・ブラジル事務所及び西豪州・兵庫文化交流センターを廃止（実施時期は現地と適宜調整） ・維持する3事務所のあり方検討 ・現地連絡体制のあり方検討 | | |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 25 姉妹州省との周年事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：14 百万円（14 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：4 百万円（4 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：4 百万円（4 百万円） |

① 見直しの視点

新型コロナウイルスの影響により、国境を越える人の往来に大きな制約が生じる一方、情報通信の発達によりオンラインによる交流も可能になったことから、周年事業による海外派遣の対象と頻度について見直し

② 見直し内容

友好・姉妹州省（7 地域）との周年事業については、原則 5 周年ごとに派遣と受入を交互に実施
 友好交流地域（14 地域）については、特別な事情（先方からの要請等）がある場合に派遣受入については、来県時に適宜実施

| | 地域名 | 見直し前 | | 見直し案 | |
|------------|--|---------------------|------|----------------------|------|
| | | 派遣 | 受入 | 派遣 | 受入 |
| 友好・姉妹州省（7） | アメリカ合衆国ワシントン州 ロシア連邦ハバロフスク地方 ブラジル連邦共和国パラナ州 オーストラリア連邦西オーストラリア州 中華人民共和国広東省 パラオ共和国 中華人民共和国海南省 | 5 年ごとに訪問団を派遣 | 適宜実施 | 原則 5 年ごとに派遣と受入を交互に実施 | |
| 友好交流地域（14） | フランス共和国 セーヌ・エ・マルヌ県 アンドル・エ・ロワール県 アヴェロン県 ノール県 ドイツ連邦共和国シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 中華人民共和国江蘇省 ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市 ドンナイ省 ハナム省 ロンアン省 カントー市 大韓民国慶尚南道 インドネシアジャラート州 アメリカ合衆国ネブラスカ州 | 5 年を目処に状況に応じて訪問団を派遣 | 適宜実施 | 特別な事情がある場合のみ派遣 | 適宜実施 |

③ 改善の方向性

友好・姉妹州省、友好交流地域と会議やセミナー、イベントの開催等、機会をとらえてオンラインでの交流も検討

④ 留意事項

見直しにあたっては、市町や現地政府等関係機関に丁寧に説明を行う。

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------------|-----------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 海外派遣の対象と頻度の見直し | ・見直しの実施 | | → |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 26 私費外国人留学生奨学金支給事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：18百万円（18百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：18百万円（18百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：18百万円（18百万円） |

① 見直しの視点

- ・ 県内で学ぶ優秀な留学生の学習活動を促進し、卒業後は県内企業に就職等することにより、兵庫県と諸外国との交流促進に寄与することを目的として34年にわたり実施
- ・ その間、入管法改正により、留学生には一定の収入活動が認められ、大学や民間の奨学金も充実し、奨学金全体に占める本県の奨学金の受給者割合が低下（H26：16.2%※→R2：8.39%）

| （各年度5月1日時点） | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 県内奨学金受給者数 | 955名 | 1,102名 | 1,074名 | 1,369名 | 1,514名 | 1,604名 | 1,860名 |
| 本県奨学金以外 | 775名 | 916名 | 887名 | 1,230名 | 1,368名 | 1,488名 | 1,704名 |
| 本県奨学金 | 180名 (150名※) | 186名 (150名※) | 187名 (150名※) | 139名 | 146名 | 116名 | 156名 |
| 本県奨学金割合※ | 18.8% (16.2%※) | 16.8% (14.1%※) | 17.4% (14.5%※) | 10.1% | 9.64% | 7.23% | 8.39% |

※H28に、H29から現行の支給人数(150名)に見直し。

H28以前とH29以降を比較するため、H28以前の本県奨学金受給者を現行の150名とし、再計算。

（引用元：兵庫県内外国人留学生在籍状況調（兵庫地域留学生交流推進会議））

- ・ 国の「留学生30万人計画」も前倒しで令和元年に達成されており、今後、国は優秀な外国人留学生の日本社会への定着度の向上等、出口に着目した取組みに転換

② 見直し内容

環境の変化等を総合的に勘案し、本事業は一定の役割を果たしたものとして、事業廃止

③ 改善の方向性

留学生の就職支援に重点化し、高度な知識・技能を持つ外国人材として、外国人留学生の県内企業等への就職支援を進めるため、「県内企業海外事業展開に係る留学生活用事業」で低学年向けの就職準備講座を実施するなどの拡充を検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|---|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業廃止 ・ 県内企業への就職支援を強化 | | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|----------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 27 ひょうごふるさと館運営事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：24 百万円（24 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：— 平年ベース（うち一般財源）：— |

① 見直しの視点

開設から約 30 年経過し、近年、交通手段の充実（H18～北近畿豊岡自動車道順次供用開始等）や県内道の駅の増加（H23：30→R3：35）、EC サイトの開設など特産品の販売機会が増えてきており、県の関わり方を見直し

（参考）（公社）兵庫県物産協会売上実績の推移

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| ひょうごふるさと館売上実績 | 242,314 千円 | 237,348 千円 | 240,571 千円 | 208,913 千円 | 154,277 千円 |
| 前年度比 | ▲3.7% | ▲2.0% | +1.4% | ▲13.2% | ▲26.2% |
| EC サイト売上実績 | 6,763 千円 | 6,851 千円 | 8,338 千円 | 12,106 千円 | 15,473 千円 |
| 前年度比 | +19.1% | +1.3% | +21.7% | +45.2% | +27.8% |

（参考）EC 市場規模（物販分野・BtoC）の推移

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| EC市場規模（物販分野・BtoC）※ | 80,043 億円 | 86,008 億円 | 92,992 億円 | 100,515 億円 | 122,333 億円 |
| 前年比 | +10.6% | +7.5% | +8.1% | +8.1% | +21.7% |

※出典：経済産業省「電子商取引実態調査」をもとに作成

（参考）ひょうごふるさと館の概要

設置者：県

運営者：（公社）兵庫県物産協会

設置日：平成 3 年 7 月 6 日

設置場所：神戸市中央区御幸通 8-1-26 神戸阪急新館（ケイ・エスビル）5 階

面積：303.24 m²（物販面積約 181.5 m²）（54.9 坪）

事業内容：県内各地の特産品の展示・販売拠点

② 見直し内容

運営主体である（公社）兵庫県物産協会が、経営改善計画を R3 年度中に策定予定であること、2023JR デスティネーションキャンペーンや大阪・関西万博等を控え、販売・集客力の拡大を図る機会であることから、これらを踏まえた経営改善状況を見極めつつ、令和 4 年度以降、（公社）兵庫県物産協会への自主事業化を含め、ひょうごふるさと館の運営に関する県の関わり方を検討。

（参考）（公社）兵庫県物産協会の概要

設立時期：昭和 34 年設立（平成 24 年 4 月 公益社団法人に改組）

会員数：521 会員（R3.3 末時点）

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|------------|-------------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 県の関わり方を見直し | | | > |
| | ・ 県の関わり方を検討 | | |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 28 首都圏特産品プロモーション強化事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：24 百万円（24 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：24 百万円（24 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：24 百万円（24 百万円） |

① 見直しの視点

平成 23 年度から 10 年間にわたり、首都圏で特産品直売店舗（兵庫わくわく館）を運営する民間事業者に県が補助することを通じて、首都圏での特産品プロモーションを実施してきたが、今後は、ポストコロナの環境変化を踏まえ、首都圏におけるプロモーション戦略を見直し

（参考）補助対象施設（兵庫わくわく館）の概要

- ・場 所：東京交通会館（有楽町駅前）地下 1 階
- ・開 設：平成 23 年 4 月 17 日（日）
- ・店舗面積：78.5 ㎡
- ・事業内容：特産品直売

② 見直し内容

設置から 10 年を経過し、一般消費者を対象とした直売方式のアンテナショップは一定の役割を果たしたため、特産品販売店舗を運営する民間事業者への支援は終了

③ 改善の方向性

販路の拡大及び誘客を促進し、兵庫ブランドを再構築するため、上質かつ本物志向の商品やコンテンツを、五国の歴史・文化とともに発信するなど、五国の物産・食・観光トータルの新たな首都圏プロモーションを検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|--|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業実施の見直し | ・アンテナショップへの支援 終了 ・新たな首都圏プロモーションの検討 | | → |

| | | | |
|--------|----------|-------------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 29 五国の元気づくり交流拠点の支援 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：25 百万円（13 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：13 百万円（7 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：19 百万円（10 百万円） |

① 見直しの視点

- ・ 小規模農家等の都市での販路として、多自然地域の耕作維持、都市向け新品種の生産や都市での集落等の認知度向上などに寄与してきたが、多自然地域からの集荷・物流経費が高コストとなっているため、これまでから経営改善に取り組み、運営支援も段階的に縮減
- ・ 来客者数は平成 29 年（168 千人）をピークに頭打ちとなっていることから、経営改善の新たな取組が必要

② 見直し内容

直ちに県補助を終了した場合、事業維持は難しく、出荷者への影響が大きいことから、令和 4 年度以降、経営改善の新たな取組により、段階的に自立した運営へ移行

③ 改善の方向性

運営事業者との意見交換や先進事例の情報提供等を通じて、スーパーマーケットや飲食店への販路拡大、EC サイトへの出店など、新たな顧客獲得に向けた取組を促すことで、売上の増加を図り、自立・安定した店舗運営をめざす

【見直し案と経営改善の取組】

| 区分 | 現行 | R4～R6 | R7～ |
|---------|--|--|-----------------------|
| 県補助額 | 25 百万円 | 12 百万円 （県補助額を 1/2 へ縮減） | 県補助なし （自立した運営） |
| 経営改善の取組 | [これまでの取組] ・販売手数料の引上げ 15%・20% → 30% ・人件費の削減 15 人 → 10 人 ・集荷の効率化 週 16 便 → 週 12 便 | [新たな取組] ・集荷コストの収支改善 （一部販売価格に上乘せ） 10 円×60 万点＝ 6 百万円 ・販路開拓 （R4 年度）3 店舗 販売手数料収入：6 百万円 | ・販路開拓 （～R6 年度）更に拡大 |

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|----------------|-------|----------------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 運営支援の見直し | ・県補助額を 1/2 へ縮減 | | 事業終了 （自立運営） |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------|----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 30 認証食品 PR・販売コーナー設置事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：1 百万円（1 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：1 百万円（1 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：1 百万円（1 百万円） |

① 見直しの視点

JR 新神戸駅前コトノハコ神戸内にある「兵庫県おみあげ発掘屋」内に認証食品を PR・販売する常設コーナーを設置しているが、事業開始から 3 年経過しており、認証食品の売上も一定あることから、県としての負担を見直し

[販売実績の推移]

| 区 分 | R1 (7/4～) | R2 |
|--------------|-----------|---------|
| 認証食品取扱品目数 | 34 品 | 34 品 |
| 認証食品販売高（月平均） | 351 千円 | 126 千円※ |

※コロナ影響による減

② 見直し内容

認証食品 PR・販売コーナー設置に対する県負担は廃止

③ 改善の方向性

- ・ 認証食品 PR・販売コーナー廃止後も「兵庫県おみあげ発掘屋」では、認証食品の販売は継続
- ・ 認証食品消費喚起対策事業においても、同店を含む認証食品販売店と生産者のマッチング商談会の開催や、認証食品 PR 資材を提供し、引き続き認証食品の販売拡大・認知度向上を図る

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---------|-----------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 県負担の見直し | ・ 県負担の廃止 | | → |

| | | | |
|--------|----------|--------------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 31 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：26,338百万円（0百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：3,750百万円（0百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：3,750百万円（0百万円） |

① 見直しの視点

以下のとおり、当該融資制度の魅力が薄れており、貸付実績が低迷。これにより、目的としている県産木材の利用促進に対する効果が低下していることから、事業を見直し

ア 当該融資制度創設当時(S60)は、長期固定金利型の住宅ローンは住宅金融公庫が大半を占めていたが、その後、民間金融機関の商品開発が進み、現在は多様な長期固定金利型住宅ローンが存在（200商品以上）

イ 異次元金融緩和(平成25年)以降、住宅ローン金利は低位で推移しており、景気回復による金利上昇の要素も乏しいことから、当該融資制度のような固定型の住宅ローンよりも金利の低い変動型が選択されやすい状況が続いている。

(参考) 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資 貸付認定件数の推移

| 区 分 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 認定件数(件) | 257 | 254 | 268 | 169 | 135 | 93 | 62 | 52 | 26 |

※R3年度は12月現在

② 見直し内容

令和4年度以降の新規貸付を停止

③ 改善の方向性

今後は、「ひょうごの木の家」設計支援事業を拡充し、意欲的に県産木造住宅を建築する「ひょうご木の匠」による住宅設計の支援を強化することで、県産木材の利用促進を図る。

【「ひょうごの木の家」設計支援事業】

| 項 目 | 現行 (R3) | R4(案) |
|-------|---------------------|--|
| 事業主体 | ひょうご森づくりサポートセンター | |
| 要 件 | 県産木材を30%以上利用 | |
| 対象経費 | 県産木材の構造材等を見せる住宅の設計費 | |
| 補 助 額 | 300千円/戸 | 300千円/戸 ※横架材に県産木材を使う場合 のかかり増し加算を検討 |

【工程表 (R4~R6)】

| 見直し内容 | 今後の予定 (工程) | | |
|----------|--|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 融資制度の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・新規貸付を停止 ・「ひょうごの木の家」設計支援事業を拡充 | | → |

| | | | |
|-----------------------------|----------|------------------------------|---------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 32 ひょうご元気な「農」創造事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：26 百万円（2 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：13 百万円（1 百万円） |
| 平年ベース（うち一般財源）：13 百万円（1 百万円） | | | |

① 見直しの視点

農業改良普及センターが中心となって、地域における新たな仕組みづくりや高付加価値化の支援を実施しているが、これまで評価されていなかった地域農産物の価値付けに一定の成果を上げたことから、事業内容を見直し

（参考）事業概要

| 区分 | 内容 | R3 当初予算 |
|----------------|--|-----------------------------------|
| 新たな仕組みづくりに係る支援 | 生産技術の指導普及に加えて、地域の特長を生かした生産・加工・流通・販売・消費等を結びつける新たなフードチェーンの構築・拡大 | 13,000 千円 (1,000 千円×13 普及センター) |
| 高付加価値化に係る支援 | 新たな仕組みによって創出された特産品等について、兵庫県認証食品の認証や商標登録などの新たな付加価値により「グレードアップ」を図って生産拡大を促進 | 13,000 千円 (1,000 千円×13 普及センター) |
| 事業推進体制の整備 | 本庁各課等を交え、各地域での新たな仕組みの実現に向け、課題解決策や推進方法等を協議 | 360 千円 |

② 見直し内容

これまで評価されていなかった地域農産物の価値付けに一定の成果を上げたことから、高付加価値化に係る支援を廃止

| | H27 | H30 | R2 |
|--------|---------|---------|---------|
| 認証食品数 | 1,940 品 | 2,130 品 | 2,246 品 |
| 生産・出荷量 | 1,377 t | 2,112 t | 1,709 t |

③ 改善の方向性

県産特産品の競争力強化に向けたブランド形成のため、①他県産との差別化に向けた地域との関連性強化、②実需者の求める安定した品質・生産量への対応などへの支援を検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|--|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業内容の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 高付加価値化に係る支援の廃止 ブランド形成のための取組強化 | | > |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------|---|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 33 バス対策費補助 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：87百万円（44百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：0百万円（0百万円） 平年ベース（うち一般財源）：18百万円（8百万円） |

① 見直しの視点

身近な公共交通機関であるバス事業については、基本的には市町が主体となって行う事業である。一方、広域行政を担う県は地域間の移動手段の維持確保を図るため、国庫協調及び県単独で市町に対する支援を実施してきている。この観点からすると、現市町域を超える広域的なバス路線については、県市町が協調して支援する必要があることも踏まえ、県市町間での負担割合を見直し

② 見直し内容

以下のとおり、県と市町の負担割合を見直し

| 区分 | 運行支援（国庫協調） | 運行支援（県単） | 車両購入（国庫協調） |
|------|---|----------|--------------------------------------|
| 現行 | 現市町域間 県：市＝2：1 旧市町域間 県：市＝1：2 | 同左 | 県：市＝2：1 |
| 見直し後 | 現市町域間 県：市＝1：1 旧市町域間 県：市＝1：2 | 同左 | 県：市＝1：1 |
| 考え方 | <p>○現市町域間 国庫協調補助に市町負担を求めることとしたH23の見直しから10年以上が経過し、制度の定着が図られたことから、県市町間での負担割合の原則どおりに見直し</p> <p>○旧市町域間 国制度において旧市町域間への支援が継続していること、これまでの行革見直しにより県：市町＝1：2となっていることから、現行の負担割合を継続</p> | | 現行の負担割合が、運行支援と同様であることから、運行支援の見直しに準ずる |

【見直し実施時期等】

- ・R4、R5は現行どおり実施（新型コロナウイルスのバス会社への影響等を考慮）
なお、国はR4・R5の補助要件を緩和（輸送量要件について新型コロナウイルスの影響がないH30実績で判定するなどの特例を設定）しており、本県も同様の要件緩和を検討
- ・見直しについては、国制度の動向等も踏まえ、R6からの見直しを目途に検討
- ・なお、その際は、県民の移動手段確保のため、地域公共交通計画に基づき地域の実情に応じた地域公共交通の再編計画に対して、市町の負担を考慮した支援を検討

③ 留意事項

今後の検討にあたっては市町の意向を丁寧にヒアリングのうえ実施

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|---------------|-----------|------|---------------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 県と市町の負担割合の見直し | 現行どおり | → | → 負担割合の見直し |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------------|--|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 35 人生いきいき住宅助成事業（一般型） | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：372 百万円（329 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：44 百万円（24 百万円） 平年ベース（うち一般財源）：44 百万円（24 百万円） |

① 見直しの視点

既存住宅の予防的なバリアフリー改造（段差解消、手すり設置等）を支援する市町に対し県が補助を実施しているが、住宅のバリアフリー化の進展などを踏まえ、見直し

- ・新築住宅におけるバリアフリー化率の上昇

〔新築住宅のバリアフリー化率：58.8%（制度創設時 H3～H7）→ 80.2%（H28～H30）（H30 住宅・土地統計調査）〕

- ・既存住宅においては、一般型による予防的なバリアフリー化に比べ、介護保険や特別型を利用する方が、居住者の身体状況に適したバリアフリー改造ができ、県民の費用負担が少ない

〔県民の負担割合：一般型 2/3
介護保険 所得に応じ 1/10～3/10
特別型 所得に応じ 0～2/3〕

- ・全国で同様のバリアフリー化補助事業の実施は 4 都県のみ（東京、富山、高知、島根）

② 見直し内容

一般型を廃止（特別型は存続）

③ 改善の方向性

今後は個人については、介護保険や特別型で対応。令和 4 年度からすべての人が利用できるよう新たに宿泊施設のバリアフリー改修にかかる費用の一部を支援する事業の創設を検討

④ 留意事項

見直しにあたっては市町に丁寧に説明を実施

（参考）人生いきいき住宅助成事業の概要

| 事業名 | 対象者 | 対象事業 | 助成限度額 | 助成率 | 見直し |
|----------------|---|-----------------------|---------------------------|---|-----|
| 一般型 （増改築含む） | ・高齢者のいる世帯 ・あんしん賃貸住宅の所有者 | 既存住宅の予防的なバリアフリー改造 | 300 千円 ※増改築型 500 千円 | 工事費により定額 （県 1、市町 1） ※増改築型 1/3 （県 1/6、市町 1/6） | 廃止 |
| 共同住宅 共用型 | ・分譲共同住宅の管理 （H14.9 以前建築、21 戸以上） | 共同住宅の共用部分におけるバリアフリー改造 | 300 千円 | 工事費により定額 （県 1、市町 1） | 継続 |
| 特別型 （増改築含む） | ・介護保険の要介護・要支援認定を受けた者のいる世帯 ・身体・知的障害者のいる世帯 | 身体状況に応じて必要なバリアフリー改造 | 800 千円 ※増改築型 500 千円 | 世帯階層により 3/3～1/3（県 1、市町 1） ※増改築型 1/3 （県 1/6、市町 1/6） | 継続 |

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|----------------------------------|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業内容の見直し | ・一般型の廃止 ・宿泊施設のバリアフリー改修への支援を検討 | | > |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 36 市街地再開発事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：2,438百万円（1,219百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：— 平年ベース（うち一般財源）：— |

① 見直しの視点

県では、昭和47年からこれまで神戸市内の市街地再開発事業に対して18地区、総額約164億円補助し、土地の高度利用と都市機能及び居住環境の更新に貢献してきた。

また、現在施工中の神戸三宮雲井通5丁目地区でも総額約164億円補助する見込みであり、その他垂水中央東地区や北鈴蘭台駅前地区でも補助するなど、直近では神戸市内での事業に補助が集中している。

これまでの経緯や、これからの県の厳しい財政状況を踏まえた上で、

○政令市内で実施される組合施行等の市街地再開発事業に対し補助を行っている道府県（本県除く）は3県のみであること

○組合施行等の事業の認可権限は神戸市に属すること

を踏まえ、神戸市内の市街地再開発事業に対する補助の考え方を見直す。

② 見直し内容

神戸市内においては、着手済の3事業（神戸三宮雲井通5丁目、北鈴蘭台駅前、垂水中央東）について、補助を継続

施行中の神戸三宮雲井通5丁目地区と西日本最大のバスターミナル等を一体整備する事業である神戸三宮雲井通6丁目地区については、未着手ではあるが現行どおりの補助を実施

神戸市内において、今後国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業については、令和4年度を目途に県費による補助のあり方を見直しを検討

③ 改善の方向性

今後、全県的に増加が見込まれる市街地における空き家、老朽マンションの支援方策を検討

○空き家・空き店舗対策の推進

空き家・空き店舗対策が必要な市街地の活性化を図るため、制定を予定している「空家等活用促進特別区域に関する条例」により指定された特区内での支援を検討

○老朽化マンション建替への支援

築後35年以上経過した分譲マンションは、管理不全等による外壁等の落下の危険性が生じることや配管から漏水するなどの生活インフラが不十分な状態となることが多い。市街地においても、そのようなマンションの急増が見込まれており、その再生は喫緊の課題となることから、対応策を検討

④ 留意事項

検討にあたっては、関係市に対し丁寧に説明を実施

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|---|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 神戸市内において、今後国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業については、令和4年度を目途に県費による補助のあり方を見直しを検討 空き家・空き店舗対策の推進施策や老朽化マンション建替への支援を検討 | | ➔ |

| | | | |
|---------------------------|----------|-----------------------------------|-------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 37 県立都市公園等維持管理費 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：1,320百万円（1,157百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：19百万円（8百万円） |
| 平年ベース（うち一般財源）：19百万円（8百万円） | | | |

① 見直しの視点

貴重な社会インフラである都市公園について、厳しい財政状況の中、効率的な運営と利用者の増加を図ってきたが、さらに効率的・魅力的な管理・運営を進めていくため、新たな維持管理手法を導入

② 見直し内容

県負担を減らしつつ公園の魅力アップを図るため、民間活力を導入し、施設の改修や周辺の維持管理を実施

③ 改善の方向性

明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園について、パークマネジメント（Park-PFI や施設整備を伴う長期指定管理等）による民間投資の導入やその範囲等について検討するため、令和3年度からサウンディング調査を実施

| 公園名 | 想定される民間投資施設 |
|--------|--------------------------------------|
| 明石公園 | 既存建築物改修による物販・飲食店等 |
| 播磨中央公園 | 四季の庭におけるグランピング施設やローラーズパークに隣接するレストラン等 |
| 赤穂海浜公園 | 海岸付近におけるグランピング施設等 |

（参考）Park-PFI（H29 都市公園法改正により導入）

- ・都市公園において飲食店等の収益施設の設置・管理を行う事業者を公募により選定
- ・事業者が収益の一部で公共部分（園路等）整備も一体的に行う代わりに、都市公園法の特例措置（※）が適用
 - ※ 設置管理許可期間の20年までの延長が法的に保証（従来は最長10年）、建ぺい率の緩和等
- ・都市公園管理者（県）は公園施設整備費が縮減でき、民間事業者は設置管理許可期間延長が保証されることにより長期的な投資計画に基づく事業実施が可能

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|------------|--------------------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 維持管理手法の見直し | サウンディング調査の結果に基づき検討 | | |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------|--------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 38 住宅耐震改修工事利子補給事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：2百万円（1百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：2百万円（1百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：2百万円（1百万円） |

① 見直しの視点

リフォームの際に金融機関等から融資を受けるニーズが大きく減少^{※1}し、新規に本事業を活用する件数が2.8件/年^{※2}にとどまっていることなどから、事業の見直しを実施する。

※1 融資を受ける者の割合：

29.7%（平成30年度）→11.5%（世帯主が50歳以上の場合は7%）（令和2年度）

※2 直近6か年の事業実績

| 年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 （12月末現在） |
|--------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------------------|
| 新規決定数 （件） | 3 | 4 | 5 | 3 | 2 | 0 |

② 見直し内容

令和3年度以前受付分について利子補給を継続（借入後5年間）し、新規受付は令和3年度で終了

③ 改善の方向性

住宅の耐震改修工事等に補助を行う「ひょうご住まいの耐震化促進事業」について、令和3年度から低コストな改修工事（工事費300万円未満）に対する補助率を1/3相当から4/5に拡充した^{※3}ことにより、耐震改修工事に係る更なる費用負担の軽減を図っている。

※3 ひょうご住まいの耐震化促進事業の拡充内容

| 区 分 | 補 助 内 容 | |
|---------|------------------|-------|
| 令和2年度以前 | 工事費 | |
| | 補助額（定額） | |
| | 50万円以上100万円未満 | 30万円 |
| | 100万円以上200万円未満 | 50万円 |
| | 200万円以上300万円未満 | 80万円 |
| | 300万円以上 | 100万円 |
| 令和3年度 | 工事費の4/5（上限100万円） | |

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|--|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業内容の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・新規受付終了（令和3年度以前受付分は継続） ・ひょうご住まいの耐震化促進事業で住宅の耐震化を支援 | | → |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------|----------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 39 オールドニュータウン再生モデル事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：6百万円（3百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：— 平年ベース（うち一般財源）：— |

① 見直しの視点

- 明舞団地においては、平成29年に新たな10年に向けた「明舞団地まちづくり計画」を策定した。明舞祭等のイベント開催など、この計画に沿った取組を実施するとともに、分譲マンションの再生支援や明舞団地サブセンター等空き区画活用支援事業を実施している。
- 分譲マンションの再生支援では、令和2年度に国モデル事業を活用し、①明舞団地のマンション管理組合に対して、大規模改修や建替え等の再生計画案を提示するとともに、②これを事例として「分譲マンション再生ガイドブック」をとりまとめた。令和3年度には「再生ガイドブック」を1万部作成し、各市町への配布等によりマンション再生の普及啓発を促した。
- 今後、オールドニュータウン施策の全県的な展開を一層促進するため、事業内容を見直す。

② 見直し内容

「明舞団地分譲マンション再生支援モデル事業（ガイドブック作成事業）」の終了（令和3年度予算額：333千円 配布用ガイドブック印刷経費）

③ 改善の方向性

- 「明舞団地まちづくり計画」に沿って地域、行政、事業者等が連携した取組を引き続き支援
- 明舞団地サブセンター等空き区画活用支援事業は、県全体の基準地価が下落する中で、一部エリアでは、基準地価が上昇（3.25%（H29→R3）：松が丘）したり、若年者数が増加（9.5%（H22→H27）：南多聞台）に転じるなどの成果が見られるため、他のオールドニュータウン（5市2町14団地）内の商業施設等の空き区画への対象拡充を検討
- 分譲マンション再生支援については、再生ガイドブックを活用し、各種団体や市町の講習会の機会等をとらえてマンション管理組合等へのマンション再生の更なる機運醸成を図る。
- また、今年度、国のマンションストック長寿命化等モデル事業（国交省が取組団体に直接補助）に採択されたことから、明舞団地において、新たな敷地分割制度の活用等のより具体的な検討を進めており、今後2年間、本事業への取組を通じて専門家や住民とともに再生に取り組む。

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|-------|---|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・明舞団地分譲マンション再生支援モデル事業の終了 ・空き区画活用支援事業の対象拡充を検討 ・マンションストック長寿命化モデル事業の活用促進 | | → |

| | | | |
|--------|----------|---------------------------|--|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 40 郊外型住宅団地再生先導的支援事業 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：8百万円（6百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：8百万円（6百万円） 平年ベース（うち一般財源）：8百万円（6百万円） |

① 見直しの視点

ホルトニュータウン内の空き家率について、県内でのモデル的な調査結果では、市内全体の空き家率 12.1% (H30) に対して市内3団地の空き家率は 3.9%(R2) となっており、ホルトニュータウンに特化した住宅改修支援制度を設けるまでの必要性や緊急性が高いとは言えず、本支援事業を事業化している市町は僅かであり、いずれも事業実績がない。

一方、ホルトニュータウン内の商業施設では空き店舗率が約 20%に上ることから、住むだけのまちに止まらず、商業の活性化による賑わいづくりが課題となっている。空き店舗対策を先導的に行っている明舞団地では施策効果が現れており、これを踏まえて事業の見直しを行う。

【直近5か年の事業実績】

(単位：千円)

| 事業名 | 市町の事業化 | 実績 | | | | |
|------------------|--------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| | | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
| ①出前講座 | 不要 | 562 (13地区) | 8 (2地区) | 11 (4地区) | 10 (1地区) | 0 (0地区) |
| ②再生コーディネーター派遣 | 不要 | 450 (2地区) | 0 (0地区) | 0 (0地区) | 0 (0地区) | 90 (1地区) |
| ③再生計画策定等支援 | 不要 | | | | | |
| ④転入者住宅改修工事利子補給 | なし | | | | | |
| ⑤若年子育て向け賃貸住宅供給支援 | 1市 | 0 (0件) | 0 (0件) | 0 (0件) | 0 (0件) | 0 (0件) |
| ⑥高齢者住み替え支援 | 1市 | | | | | |
| ⑦域学連携促進 | 1市 | | | | | |
| 計 | | 1,012 | 8 | 11 | 10 | 90 |

② 見直し内容

実績が低調であり、市町の活用予定もないことから事業廃止

③ 改善の方向性

明舞団地でにぎわい創出効果があった「明舞団地サブセンター等空き区画活用支援事業」を、他のホルトニュータウン内の商業施設の空き区画への対象拡充を検討

団地再生に向けた機運醸成や地域住民の合意形成への支援については、公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターの「まちづくり推進支援事業の専門家派遣事業」を活用

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|--------|--|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業の見直し | <ul style="list-style-type: none"> 事業廃止 空き区画活用支援事業の対象拡充を検討 | | → |

| | | | |
|--------|----------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 41 | 商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり（まちなか再生） |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：194 百万円（17 百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：10 百万円（10 百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：14 百万円（14 百万円） |

① 見直しの視点

商店街活性化をまちづくりの観点から支援する先導的事業として、市町が進める地域のまちづくりに県が主体的に事業を実施

平成 27 年度の事業創設以降、7 区域でまちなか再生区域を指定し、取組を進めてきたが、既指定区域において、現行スキームでのまちなか再生のモデルを示したことから、事業実施を見直し

（まちなか再生区域の指定状況）

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|---|
| 区域指定数 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 |

② 見直し内容

既指定のまちなか再生区域への支援は次のとおり継続し、新規指定は終了

※既指定区域への支援

- まちなか再生協議会への支援（最長令和 6 年度まで）
 - ・まちなか再生アドバイザー派遣事業
 - ・まちなか再生協議会運営支援事業
- まちなか再生事業（令和 6 年度までに事業着手するものに限る）
 - ・商店街シンボル建築物再生支援事業（シンボル建築物の再生を支援）
 - ・小規模再開発支援事業（敷地の共同化等による施設の整備を支援）

③ 改善の方向性

今後は商店街に限らず、空き家・空き店舗対策が必要な市街地の活性化を図るため、新たに制定を予定している「空き家等活用促進特別区域に関する条例」により指定された特区内での支援を検討

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|--|-------|-------|
| | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 事業実施の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・新規指定終了 ・空き家・空き店舗対策が必要な市街地への支援を検討 | | → |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 42 神戸マラソン開催費 | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：89百万円（69百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：-100万円（-100万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：-100万円（-100万円） |

① 見直しの視点

- ・国内外への震災復興の発信やマラソンを含むスポーツの振興を図るため、本県が、2001年に開始した神戸全日本女子ハーフマラソン、2011年からの神戸マラソンに主催者として関与。
- ・創造的復興を成し遂げた兵庫・神戸の発信は神戸マラソンの定着で果たされるとともに、県内で様々なマラソン大会も開催。
- ・20年間にわたり多額の負担と多くの人材を投じてきたことにより、一定の成果を収めたことから令和4年度開催予定の第10回大会を節目として主催者としての関わり方について見直し。

（参考）兵庫県内で行政主催のマラソン大会数(教育委員会調べ) 41大会(神戸マラソンを除く)
 ※いずれも県が関与している大会なし。

② 見直し内容

- ・令和4年度に予定されている第10回大会については既に開催に向けた準備に着手していることから、見直しは令和5年度とする。
- ・国内外から2万人、沿道応援60万人を集めるスポーツツーリズムとしての神戸マラソン開催により全県への波及効果が期待できることから、開催経費の一部の支援継続を検討する。

③ 留意事項

見直しにあたっては、関係市に対し丁寧に説明を行う。

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|---------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 縣市負担の見直し | | 県支援額見直し | → |

| | | | |
|--------|----------|------------------------------|-----------------------------|
| 1 行政施策 | (1) 事務事業 | 43 予算決算乖離により廃止するもの | |
| | | R3 予算額（うち一般財源）：330百万円（42百万円） | |
| | | 効果額 | 初年度（うち一般財源）：330百万円（42百万円） |
| | | | 平年ベース（うち一般財源）：330百万円（42百万円） |

① 見直しの視点

予算決算に乖離があることから、事業実施を見直し

② 見直し内容

以下事業について廃止

【 】は令和元年度の執行率（決算額／当初予算額）

| 事業名 | 廃止理由 | 改善の方向性・代替事業等 |
|------------------------------------|---|--|
| 1 自主防災組織合同訓練助成事業 【16%】 | 自主防災組織に対する独自の支援制度を有する市町が多く、また、21世紀研究機構のひょうご安心の日推進事業の支援対象と重複があるなど県事業の活用が図られていないため | 各市町が実施する防災訓練等活動支援事業や21世紀研究機構のひょうご安心の日推進事業により対応 |
| 2 消防団企業等連携訓練助成事業 【29%】 | 市町（消防団）のニーズと補助メニューとのミスマッチや補助額が少額等の課題があり、地域での取組み意欲に差があるため | 加入促進や大規模災害対応訓練等が実施できるよう補助上限額を拡充し、消防団活性化事業としての再構築を検討 |
| 3 企業帰宅抑制対策BCP策定等助成事業 【38%】 | BCP策定のためのスキル・ノウハウ提供を求める企業が多く、帰宅困難者対策に重点を置いた本補助事業の支援スキームと企業ニーズにミスマッチが生じているため | 企業レジリエンス強化のためのBCP/BCM伴走型支援事業に組み換え、企業ニーズに対応した県内企業への伴走型支援により、質の高いBCP策定及びBCMの確立・実践を推進 |
| 4 企業等への情報配慮支援事業 【4%】 | 民間企業等が開催するイベントの手話通訳者派遣経費を助成してきたが、国の法律改正（R3.6.4公布）において事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化される（公布日より3年以内）ことにより、補助金による政策誘導の意義が薄れているため | 民間事業者が障害者への合理的配慮を円滑に実施できるよう関係団体等と連携し、普及啓発や助言等を実施 |
| 5 ユニバーサルカフェ開設応援事業 【33%】 | 地域の居場所づくりの開設に要する経費を助成してきたが、県内全市町にコミュニティカフェ等が設置されており、約半数の市町又は市社協等で参加者の属性を問わない地域の居場所づくりに助成を行う類似事業が実施されているため | 市町等で実施されているカフェや居場所等に「ユニバーサル社会づくりの理念」が浸透するよう、既存の広報媒体やメールマガジンを活用し、理念普及を促進 |
| 6 空き家等を活用した障害者の地域交流促進事業 【50%】 | 空き家等を活用した場合の初度整備費、賃借料を助成してきたが、就労継続支援事業所については、県障害福祉推進計画（第5期）における目標を上回る定員数を確保できており、事業目的が一定達成されたと考えられるため | 事業所の工賃向上に向けた支援や運営の適切な指導など質の充実を強化 |
| 7 介護老人保健施設における在宅復帰支援機能強化事業 【6%】 | 在宅復帰支援のためのケア支援ソフトの導入助成は他の事業で対応可能であり、看取りに必要な機器整備助成等は、対象施設では整備済みであり、事業目的が一定達成されたと考えられるため | 事業者が医療介護推進基金事業（業務効率化支援事業・地域介護拠点整備補助事業）を活用できるよう、市町を通じて積極的な周知を実施 |

| | 事業名 | 廃止理由 | 改善の方向性・代替事業等 |
|----|----------------------------------|---|---|
| 8 | サービス付き高齢者向け住宅の機能強化支援事業 【0%】 | 機能訓練室等の整備に要する経費を助成してきたが、R3年度から医療介護推進基金事業（地域介護拠点整備補助事業）の対象メニューに追加されたことにより、当該事業で対応可能であるため | 事業者が医療介護推進基金事業（地域介護拠点整備補助事業）を活用できるよう、市町が事業者公募を行う際に、募集要項に当該補助事業の概要を記載する等により周知を実施 |
| 9 | 在宅介護緊急対策事業（整備費上乘せ） 【0%】 | 定期巡回・随時対応サービス事業所の整備費助成をしてきたが、想定された事業費よりも整備実績が小さいことから、整備の場合は医療介護推進基金事業で、賃貸の場合は賃借料補助で対応可能であるため | 事業者が医療介護推進基金事業（地域介護拠点整備補助事業）や賃借料補助を活用できるよう、市町が事業者公募を行う際に、募集要項に当該補助事業の概要を記載する等により周知を実施 |
| 10 | 診療所型小規模病児保育事業 【0%】 | 国の要件に合致しない施設の開設準備経費・運営費を助成してきたが、国制度（病児・病後児保育推進事業）の職員配置要件の緩和により、県単独事業と同程度の要件となり、今後は補助単価の高い国制度で対応可能であるため | 国制度の活用を市町へ呼びかけ |
| 11 | 中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業 【26%】 | 助成金の要件となる離職理由の把握が困難であることに加え、男女共同参画センターで女性就業相談室を設置し、育児・介護離職者の就業支援を実施しているため | ひょうご仕事と生活センターにおいて、中小企業におけるテレワーク導入から定着までの総合的な支援により、時間や場所にとらわれない多様な働き方の推進を強化 |
| 12 | 技術開発指導員設置事業 【12%】 | 工業技術センターにおいて、中小企業の技術的課題解決のため専門知識と経験を有する指導員を派遣してきたが、NIROの技術アドバイザーやひょうご活性化センターの専門家派遣事業等、他機関で類似事業を実施しており、本事業に対する企業ニーズが相対的に低下しているため | NIROの技術アドバイザーやひょうご活性化センターの専門家派遣事業等、他機関の類似事業で対応。 工業技術センターにおいては、高度な研究用分析機器の運用を生かした技術支援や開発支援などの他機関にないサービス提供や総合相談窓口での技術相談で対応 |
| 13 | 空き床等活用支援事業 【3%】 | 閉鎖されたオフィスビル等の空き床等に入居する企業を支援してきたが、産業立地条例の支援対象について、R1から事務所立地、R2からほぼ全業種に拡充されたことから、当該事業へのニーズが減少したため | 今後は、拡充された産業立地促進補助により対応 |
| 14 | ひょうごの次世代施設園芸モデル普及拡大支援事業 【11%】 | 環境制御装置は実証段階から実用段階に移行しており、事業目的を一定達成したため | 実証を経て、今後は各地域の状況に応じた環境制御機器の普及拡大を行うこととし、ひょうご施設園芸環境制御技術導入加速化支援事業により対応。 |
| 15 | 新漁業調査船活用研修事業 【30%】 | 漁業調査船たじまを活用した研修については、香住高校の但洲丸竣工後、但洲丸と競合しており、ニーズが減少しているため | 子ども向け研修については漁協青壮年部等と連携して実施し、漁業者研修については但馬県民局の沖合漁業船員育成・定着促進事業で対応 |

| 事業名 | | 廃止理由 | 改善の方向性・代替事業等 |
|-----|----------------------------|---|-------------------------------|
| 16 | 但馬牛増頭特別資 金利子補給費 【0%】 | 生産者にとってより有利な制度（農業 経営基盤強化資金[スパーL]）があるた め | 今後は農業経営基盤強化資金により対 応 |
| 17 | 健康拠点構想等推 進事業 【0%】 | 外部委員会設置が必要となる土地利 用方針の見直し等の予定がないため | 情勢を踏まえ、実施の必要が生じた場 合には改めて検討 |

【工程表（R4～R6）】

| 見直し内容 | 今後の予定（工程） | | |
|----------|-----------|------|------|
| | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
| 事業実施の見直し | ・事業廃止 | | → |